



安心安全なまちづくり

第1節—消防活動の充実

第2節—災害への対応と美しい郷土の保全

第3節—原子力安全

第4節—日常の安全の確保

第5節—医療・保健体制の充実

第1節

消防活動の充実

現況と課題

わが国において、日常生活における最も大きな脅威は火災や自然災害をはじめとする各種災害であると言えます。本市においても、それらに対処し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防施設や消防車両の整備をはじめとする総合的な消防力の充実に努めてきました。

－多様な主体による消防体制の必要性－

阪神・淡路大震災の発生以来、わが国の消防力は、大規模自然災害等に対する消防機関（消防本部、消防署、消防団）の広域的な連携体制づくりを中心に強化が図られてきました。

しかし、都市化の進展や市街地の膨張、個人のライフスタイルの多様化に伴う核家族化そして高齢化による高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加等から、消防機関だけでは十分な対応ができない状況となっています。このことから、自治会や町内会を単位とした市民の自主防災組織やボランティア団体といった多様な主体による、自助・共助に基づいた消防・防災体制を整えることが求められています。

地域における各主体が連携することで、「地域密着性」を発揮し、消防機関をはるかに上回る人員を動員することができる「要員動員力」により、地域の局所的な災害や火災だけでなく、平成23年3月11日に発生した東日本大震災をはじめとした広域的な自然災害においてもその効果を発揮することが期待されます。

－急増する救急業務への対応の必要性－

また、核家族化や高齢化により、救急に対する需要が年々増加傾向にあります。

このことによって、近年、救急業務が急増し、全国的に、現場到着や病院収容までに要する時間が遅延傾向にあるという問題が生じてきました。

そのため、搬送途上における高度な応急処置を可能とするような体制の整備や、消防と市立敦賀病院をはじめとする救急指定病院、関係医療機関との間の一層の連携強化が重要な課題になると考えられます。



消防訓練の風景

基本的な方向性

市民生活において最も大きな脅威である火災や大規模災害等に対処するためには、消防施設や消防力の高度化・強化だけでなく、市民一人ひとりが地域ぐるみで消防の担い手となる体制づくりが必要になります。そのため、次の事項を基本的な方向性とします。

(1) 消防力の充実強化

火災だけでなく、東日本大震災をはじめとする大規模災害等に的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするために、消防車両をはじめとする装備の一層の高度化が必要となります。

そこで、消防車両等の計画的な更新や消防団車庫・詰所の整備をはじめとした、装備の高度化といった消防力の充実強化を図ります。

(2) 地域の消防力の充実強化

地域のつながりが希薄化し、高齢者単身世帯等が増加している現状において、局所的な災害や火災だけでなく大規模災害に対して消防機関のみでは十分に消防活動の実を上げること

ができない状況となっています。

そこで、消防活動の多様な担い手として、消防団をはじめとした地域ぐるみでの消防活動を行う体制づくりや活動の支援を充実していきます。

(3) 増加する救急業務への対応

急速な高齢化により、本市においても救急業務が年々増加傾向にあります。

そこで、救急現場及び搬送途上で高度な応急処置を行うことを可能とする装備の充実をはじめとして、増加する救急業務に的確に対応することができる救急業務体制を整えます。

● 図表 1-1 火災発生状況

区 分	単位	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出 火 件 数	件	31	24	23	17	35	31	32	20	20	20
損 害 額	千円	62,655	26,130	60,885	24,934	50,759	30,985	27,871	37,176	3,380	32,069
建物焼損面積	m ²	1,202.38	307.15	711.3	36.2	184.9	469.4	405.0	738	27	838.73
建物焼損表面積	m ²	108.4	7.44	45.93	1.2	0.4	22.6	18.8	16.1	4.3	56.9
林野焼損面積	a	340.21	6.5	0.0	0.2	4.3	0.0	154.0	0.0	2.0	0.0
死 者	人	3	1	0	1	0	1	1	1	0	1
負 傷 者	人	8	0	4	5	1	4	4	9	0	1
1件平均損害額	千円	2,021	1,089	2,647	1,467	1,450	1,000	871	1,859	169	1,603
1日平均損害額	千円	172	72	167	68	139	85	76	102	9	88

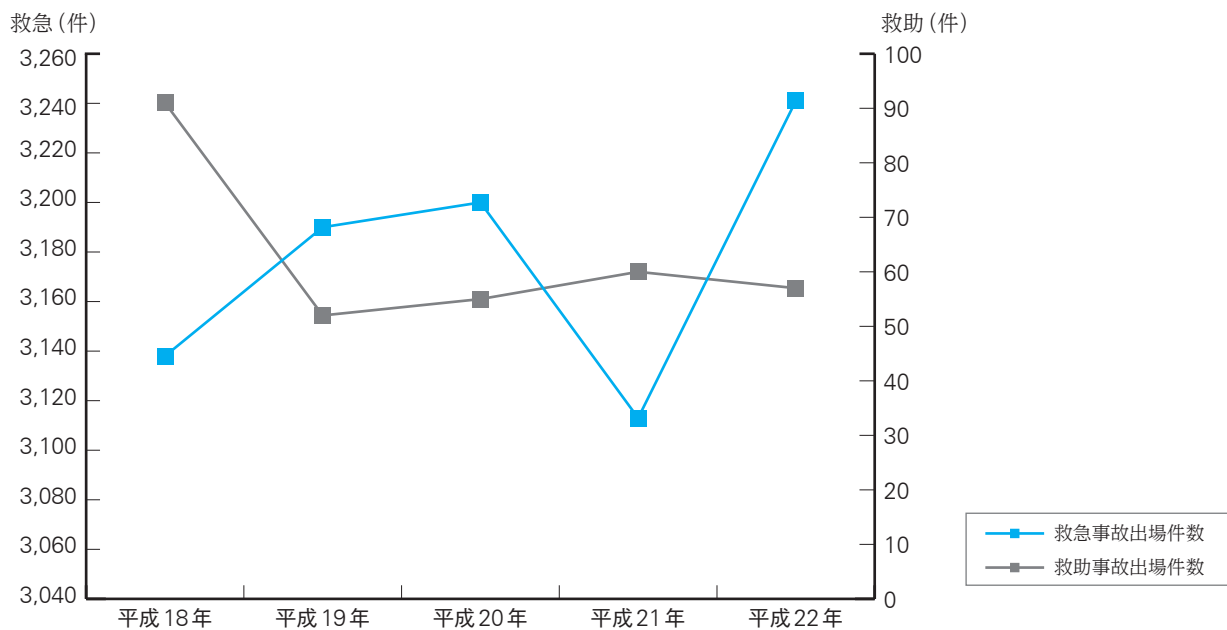
※敦賀美方消防組合

● 図表 1-2 救急事故・救助事故の発生状況

(単位：件、人)

区 分			平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
救急事故	事故種別	火 災	4	8	8	0	1
		自 然 災 害	0	1	3	0	3
		水 難	18	10	16	16	14
		交 通	336	353	349	295	295
		労 働 災 害	35	30	34	24	31
		運 動 競 技	19	21	27	15	21
		一 般 負 傷	418	442	437	448	446
		加 害	15	11	15	7	5
		自 損 行 為	34	32	41	44	35
		急 病	1,882	1,965	1,948	1,930	2,064
		そ の 他	377	317	322	334	326
		出場件数 計	3,138	3,190	3,200	3,113	3,241
救助事故	事故種別	(参考) 搬送人員	3,064	3,103	3,113	2,952	3,042
		火 災	27	13	11	11	13
		交 通 事 故	46	28	27	32	25
		水 難 事 故	6	5	6	9	7
		そ の 他	12	6	11	8	12
		出場件数 計	91	52	55	60	57
		(参考) 救助人員	33	23	28	19	15

※敦賀美方消防組合



第2節

災害への対応と
美しい郷土の保全

現況と課題

－災害の危険性と防災対策の必要性－

本市は、戦後の国土整備や河川改良工事といった治山、治水等の防災対策事業により、大きな自然災害に見舞われることなく、経済発展と都市化が進み現在に至りました。しかし、わが国では、台風や突発的で局地的な豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）等の風水害、そして阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災といった大規模な地震災害をはじめとして、様々な災害が発生しています。

この中でも特に、東日本大震災は、地震はもとより、高い津波によって甚大な被害をもたらしたことから、敦賀断層や柳ヶ瀬断層を震源とする地震が想定され、また日本海の沿岸自治体である本市にとって、大きな衝撃を与えるものでした。

この未曾有の災害を受け、行政機関の防災対策のあり方そのものを抜本的に変えることが予測される中で、国における激甚災害に対する対応等を注視しつつ、本市においても「敦賀市地域防災計画」を再検証することで、確固たる防災体制を整備するとともに、これまで以上に不断の防災対策に取り組んでいく必要があると言えます。

－災害に強いまちづくり－

本市は、これまで、様々な災害要因に対応するために、治山、治水等の災害要因を根本的に除去する抜本的な防災対策事業を実施してきました。しかし、特に都市化が進行した既成市街地において、抜本的な防災対策事業を実施することは財政的負担も大きく、膨大な時間を要するなどの問題があります。

そこで、長期的な視点に立った抜本的な防災対策事業はもとより、公共施設の耐震補強や緊急情報の伝達手段を整備するなど、万が一に災害が発生した場合において、その被害をできるだけ軽減する減災対策に取り組むことによって、災害に強いまちづくりを実現することが求められています。

－地域の協力体制－

近年、高齢化や核家族化に伴い、高齢者をはじめとした災害時に自力では避難が困難な方々への対応が一層重要になっていますが、行政だけではその対応に限界があります。特に、平成23年の豪雪時においては、除雪ボランティアをはじめとした市民の主体的な活動や地域の助け合いの重要性が再認識されました。

そのため、啓発活動を通じて、市民一人ひとりの災害への意識を高めるだけでなく、自主防災組織等の地域住民の助け合いによるきめ細やかな体制づくりが求められています。

－美しい郷土の保全－

市民の自発的な防災への取組は、家族や知人等の生命や財産を守ることだけでなく、この美しい敦賀を守りたいという、郷土に対する愛情や誇りによっても支えられています。

そこで、市民の防災意識を醸成するためにも、美しい郷土を形づくる河川や海岸等の美化や管理を地域と行政が協働で取組んでいくことで、郷土への愛情と誇りを養っていくことが重要となると考えられます。

基本的な方向性

災害に対しては、市民自らが災害に備え、地域や職場での助け合い、市や防災関係機関が住民の安全を確保するといった、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」に基づく取組が求められます。

そして、これらの効果が総合的に発揮されるためには、行政の取組だけでは限界があることから、常日頃からの市民一人ひとりの心がけと地域の絆を深めていくことが重要となります。

そこで、本市の災害への対応等について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 災害に強いまちづくりの推進

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、市民の生命と財産を守るため、今後の国の動向等を注視しながら、災害の種類に応じ、地域性等に即した総合的な防災対策の確立に向けて、災害時収容病院の整備等といった災害時の緊急医療体制の充実を含めた「敦賀市地域防災計画」の見直しをはじめとして、本市の防災体制を再検証していきます。

また、まちづくりにおいて、河川改良等の抜本的な防災対策事業とあわせて、上水道をはじめとした災害に強いライフラインの構築や多様な緊急情報の伝達手段を整備するなどの減災対策事業に取組み、利便性や快適性だけでなく、防災性の向上を十分考慮した良好な都市基盤を整備することで、災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 災害に強い人づくりの推進

災害から生命、財産を守るためには、市民一人ひとりが平時から、自らの身は自ら守るといった防災や減災における自助意識が重要となります。

そこで、市民の主体的な活動を防災における重要な基盤として位置づけ、防災や減災に関する知識の普及・啓発や防災訓練の実施等によって、市民自らが適切に災害に備えることができるよう支援し、災害に強い人づくりを推進します。

(3) 災害に強い地域づくりの推進

急速な高齢化や核家族化を背景として、災害時の避難行動に援助が必要な災害時要援護者が増加している中で、避難所の運営、被災者救出活動等において、地域を一番良く知り、地域に即したきめ細かな活動ができる地域住民の連携組織の重要性が一層高まっています。

そこで、地域住民による自主防災組織の組織化やその活動を支援するとともに、災害時において医療機関や災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。

(4) 美しい郷土の保全に対する取組

災害への対応は、災害を防ぎ、または軽減することによって、市民の生命と財産を守ることだけを目的とするものではありません。そこには、歴史的なまちなみや自然環境といった敦賀の美しい郷土を守り、次世代に継承するというもう一つの重要な目的があります。

そこで、市民の自主的な防災活動等の意欲向上につながる、地域と行政が協働で、美しい敦賀の郷土を守り、育む、河川等の保全活動を推進します。

第3節

原子力安全

現況と課題

本市は、施設数だけでなく、それぞれ炉型が異なる原子力発電所が立地するわが国有数の原子力発電所の立地自治体であり、長年にわたり国の原子力政策に協力し、市民の安心や安全の確保を大前提に原子力発電所を受け入れてきました。

－原子力行政の現状－

原子力発電所の安全確保は、法的権限を有する国の一元的責務ですが、本市は、これまで市民の安全を守ることを最優先に、県とともに原子力事業者と安全協定を締結し、原子力発電所に対する安全監視を行ってきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を上回る災害であるだけでなく、東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を伴ったことから、わが国の原子力行政だけでなく、これまで築いてきた立地自治体の市民と原子力事業者との間の信頼関係をも揺るがす災害であると言えます。

－平時からの原子力安全対策－

福島第一原子力発電所における原子力災害を背景として、市民の原子力発電所の安全性に対する関心が非常に高まっています。

このことから、本市は原子力発電所の立地自治体として、平時から原子力事業者に対してこれまで以上に安全対策の充実強化を強く求め、一層の監視強化を図ることで、市民の不安を払拭するとともに、原子力災害における風評被害対策に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

－万が一における原子力防災対策－

平成11年9月のJCO臨界事故を受けて、従来からの原子力防災対策を強化するために「原子力災害対策特別措置法」が制定され、原子力事業者の通報義務と国と地方公共団体が一体となった原子力防災体制が規定されました。これによって、本市においては、「敦賀市原子力防災計画」に基づき、災害対策本部を敦賀市防災センターに、現地災害対策本部をオフサイトセンターに置き、国・県等と連携のもとで、迅速な応急対策を講じることとなっています。

東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を受けて、今後、「原子力災害対策特別措置法」をはじめとする原子力防災体制の見直しが進められることが予測されますが、本市においても、これらの国の動向を注視しながら、本市の原子力防災体制の再検証を行い、これまでより水準の高いものへと再構築していく必要があります。

● 図表3 本市に立地する原子力発電所の状況

	原子力事業所		所在地	炉型
運 転 中	日本原子力発電(株)	敦賀発電所1号機	敦賀市明神町	沸騰水型軽水炉
		敦賀発電所2号機	〃	加圧水型軽水炉
建 設 中	独立行政法人日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	敦賀市白木	高速増殖炉
建設準備中	日本原子力発電(株)	敦賀発電所3、4号機	敦賀市明神町	改良型加圧水型軽水炉
廃止措置中	独立行政法人日本原子力研究開発機構	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	敦賀市明神町	新型転換炉

※ふげんは、平成15年3月29日に運転終了。

基本的な方向性

原子力発電所の安全確保は国の一元的責務ですが、東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害を受けて、国や原子力事業者に対して市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、様々な安全対策等に取り組むことを強く求めていくとともに、一層高い水準の安全対策や防災対策を実施していくことが、原子力発電所の立地自治体である本市にとって非常に重要な課題となっています。

そこで、わが国全体として原子力行政の転換を迎えている中で、本市が、これまで以上に市民の安心と安全を確保していくために、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 原子力安全対策の充実強化

東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所の原子力災害を受け、市民の原子力発電所に対する不安が高まり、市民と国や原子力事業者との間の信頼関係が揺らいでいる状況にあります。

そこで、本市は、原子力発電所の立地自治体として、国や原子力事業者に対して、一日も早く市民の原子力発電所に対する不安を払拭し、市民との信頼関係を再構築していくことができるよう、安全指針等の抜本的な見直しや様々な安全対策を強く求めていくとともに、広域連携大学拠点の形成による原子力防災等における高度な知識の集積と人材育成等を通じて、原子力発電所に対する一層の監視強化に取り組んでいきます。

また、原子力研修会の開催をはじめとした原子力に関する適切な情報の提供や知識の普及等を推進していくことで、平時からの原子力安全対策の充実強化を推進していきます。

そして、これらの取組に加えて、他の立地地域における原子力災害であっても、本市産業等に影響を与える可能性がある風評被害について、その発生の防止や対策に努めていきます。

(2) 原子力防災対策の充実強化

原子力発電所に対する市民の不安を払拭するためには、万が一の際における防災体制が不可欠です。特に、東日本大震災による福島第一原子力発電所での原子力災害が、地震と地震による高い津波の発生が要因として考えられており、このような最新の知見を反映させていくとともに、国の動向をふまえながら、地域の実情に即した「敦賀市原子力防災計画」の見直しをはじめとして、本市の原子力防災体制を再検証していきます。

さらに、今回の原子力災害において関係機関相互の連携の重要性が改めて浮き彫りとなったことから、本市や原子力事業者だけでなく、初期被ばく医療機関として指定されている市立敦賀病院を中心とした医療機関や、高齢者や障がい者等の災害時要援護者の支援を行う民間事業者・団体等との連携を強化するとともに、万が一の際に無用な混乱が生じないように原子力防災訓練の実施や原子力防災に関する知識の普及・啓発に取り組むことで、地域全体による一層強力な原子力防災体制を構築していきます。

第4節

日常の安全の確保

現況と課題

安心で快適な生活を送るためには、日常における安心や安全が確保されている必要があります。

そこで、国際化や情報化の進展をはじめとした社会経済環境が変化する中で、変化に的確に対応し、犯罪や事故に起因する市民生活における不安、脅威、危険等を未然に防止する取組を、市民の理解と協力を得ながら推進していく必要があります。

－交通安全対策－

経済成長を背景とした都市化とモータリゼーションの進展は、市街地の膨張と居住地域の郊外化を招き、さらなるモータリゼーションを促すという循環が形成されたことから、交通事故の発生は我々にとって最も身近な脅威となっています。

現在、自動車の技術革新による安全性の向上により、交通事故の死亡者数は全国で減少傾向にありますが、交通事故発生件数や負傷者数は依然として高い状況で推移しています。

特に、今後、「高齢者ドライバー激増時代」となることから、高齢者による交通事故の増加に対応するとともに、全ての人が相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を目指し、積極的な交通安全対策を展開する必要があります。

－防犯対策－

日常の安全を確保する上で、交通安全に対する取組と並んで、社会経済環境の変化に伴い、ますます複雑多様化する犯罪に対する取組が重要となります。

ここ数年、犯罪は減少傾向にありますが、自転車盗や車上狙い、侵入犯罪といった身近な犯罪や、高齢者、子ども、女性等の弱者を狙った犯罪が後を絶っておらず、体感治安の向上が求められています。また、近年、「振り込め詐欺」事件をはじめとする高度化した情報関連技術を活用した新たな犯罪形態の増加が顕著に見られます。

そのため、窃盗犯等に対する防犯といった従来までの取組を行うだけでなく、新しい技術や時代に対応した取組を行っていく必要があります。

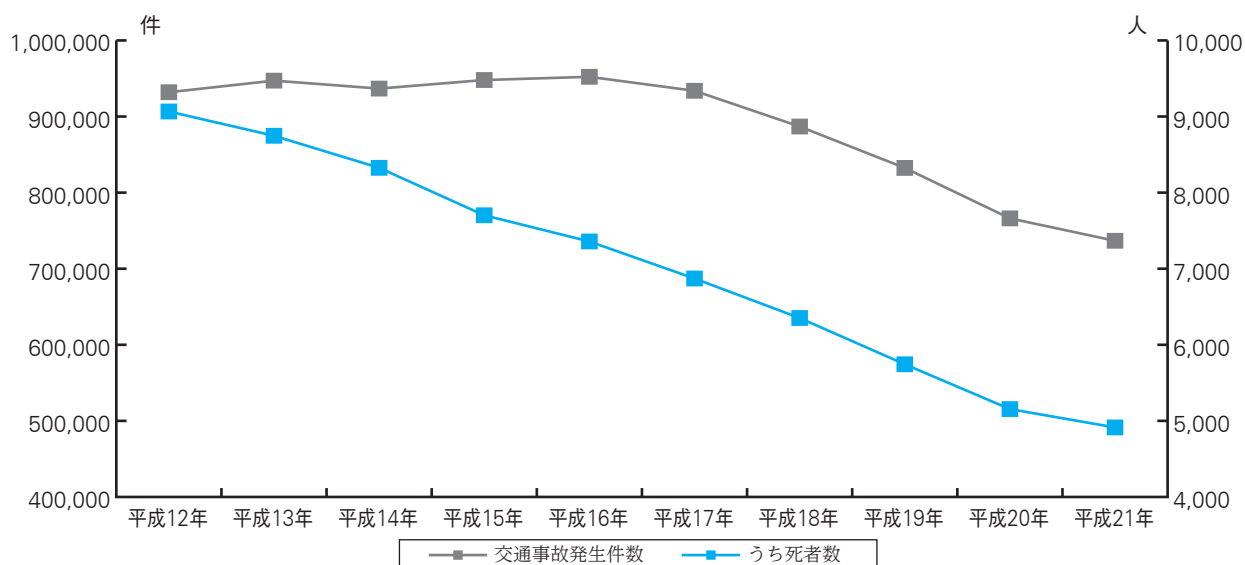
－消費者被害対策－

近年、食品の表示偽装や不正表示、製品事故、悪質商法被害、多重債務被害等の消費者被害が多発しており、今後ますます増加することが予測されます。

このような状況を背景として、消費者・生活者を主体とした政策や行政への転換が求められる中で、国において消費者行政を一元化する組織として消費者庁が設置されました。

こうしたことから、本市では国の動きにさきがけて、平成21年7月に敦賀市消費生活センターを設置しました。今後、このセンターを中心として、市民の消費生活の安心・安全の確保に向けた取組を推進し、市民が豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指す必要があります。

● 図表4-1 わが国の交通事故発生件数等の推移（各年12月末）



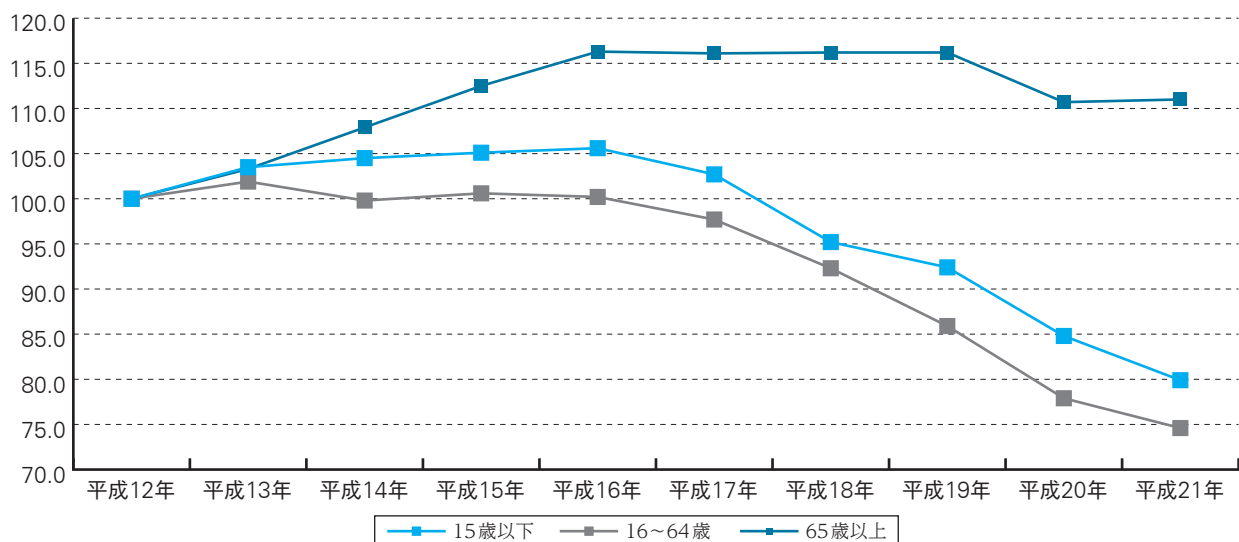
(単位：件、人)

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
交通事故発生件数	931,934	947,169	936,721	947,993	952,191	933,828	886,864	832,454	766,147	736,688
うち死者数	9,066	8,747	8,326	7,702	7,358	6,871	6,352	5,744	5,155	4,914

※出典：警察庁「交通事故発生状況」

● 図表4-2 わが国の年齢階層別死傷者数の推移（各年12月末）

平成12年を100.0とした場合の指数値の推移



区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
15歳以下	100.0	103.5	104.5	105.1	105.6	102.7	95.2	92.4	84.8	79.9
16～64歳	100.0	101.9	99.8	100.6	100.2	97.7	92.3	85.9	77.9	74.6
65歳以上	100.0	103.3	107.9	112.5	116.3	116.1	116.2	116.2	110.7	111.0

※出典：警察庁「交通事故発生状況」

基本的な方向性

安心・安全で快適な生活のためには、非日常的な災害等への対応のほかに、日常において身近に存在する危険への対応が重要な要素となります。

そこで、こうした危険や不安に的確に対応し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を構築するために、次のことを基本的な方向性として定めます。

(1) 交通安全に対する取組

市民生活において最も身近な危険である交通事故に的確に対処する上で、道路交通網の変化や高齢者による交通事故の増加といった課題に対応していく必要があります。

そこで、交通安全施設等の整備といったハード面の取組に加えて、警察、学校、関係機関団体等が相互に連携した交通安全教室、普及啓発活動の実施や運転免許自主返納の支援といったソフト面の取組を展開し、総合的な交通安全対策を推進します。

(2) 防犯及び犯罪被害者に対する取組

市民が安全に、安心して暮らすことができるようにするために、犯罪等の減少だけでなく、一層の体感治安の向上が求められます。

そこで、「敦賀市安全で安心なまちづくり条例」の趣旨に基づき、「見守り隊」をはじめとした地域や関係機関等が一体となった地域防犯対策を推進し、市民一人ひとりの自主防犯意識を高め、地域の犯罪抑止力を強化することで、安全で安心なまちづくりを目指します。

また、犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害者等への支援を推進します。

(3) 消費生活の安心・安全の確保

近年、食品表示の偽装等といった消費生活に係る日常の安全を脅かす危険が発生しており、消費生活の安心・安全を確保することが重要な課題となっています。

そこで、消費生活侵害事犯や消費者事故等の被害を未然に防止するとともに、被害の拡大防止を図るために、敦賀市消費生活センターが中心となって、消費者団体や関係機関との連携のもと、消費者・生活者の視点に立った消費者行政を推進していきます。



見守り隊

第5節

医療・保健体制の充実

現況と課題

医療の提供は、生存権の保障の基幹をなすもので、医療法に定めるところにより、国及び地方公共団体は適切な医療を効率的に提供する体制の確保に努める義務があります。

－近年の全国的な医療環境の状況と課題－

全世界的な新型インフルエンザの大流行において、わが国での死亡者数は他の先進諸国と比しても圧倒的に少ない状況にありました。これは、わが国の医療制度が有効に機能するとともに、感染拡大防止を理解し、行動した国民や医療従事者の献身的努力による結果であると言えます。

しかし、このように比較的良好であるとされるわが国の医療制度にも、「医療崩壊」という言葉に象徴されるように危機が存在しています。その中でも特に、医師の総数の不足や都市と地方の医師の偏在による医療の地域間格差、そして、それに伴う地域医療資源の逼迫にさらに拍車をかける夜間救急外来の安易な利用等が、大きな問題となっています。

そのため、医療費・医療施設・医療従事者といった医療資源を有効に活用していくことはもちろんのこと、その「希少性」と「有限性」、そして「不確実性」や「限界性」といった医療の本質について、国民の理解を深めていくことが求められています。

また、地方公共団体が経営する自治体病院は、地域の公的な基幹病院として、小児医療・救急医療等の不採算部門やがん治療をはじめとする高度な医療等を担う必要があることから、採算性を確保することが困難であるという特徴を有しています。

さらに、近年、医師の不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされることなどから、今まで以上に経営環境が厳しくなり、医療提供体制の維持が極めて難しい状況となっています。これを端的に示すように、平成20年度の全国の自治体病院の経営において、約7割に純損失が発生している状況となっています。

－本市の医療環境の状況と課題－

全国的に、地方部における医師数をはじめとする医療資源の不足が問題とされていますが、本市においても例外ではなく、このことは統計等からも明らかです。

図表5－1から、人口10万人に対する医師数、病院の施設数・病床数、一般診療所の施設数・病床数を見ると、病院の施設数・病床数、一般診療所の施設数については、全国や福井県の水準と比べて同程度か、それ以上の水準にありますが、一般診療所の病床数、特に医師数については全国や福井県の水準を大きく下回っている状況となっています。そして、図表5－2から、医師従事者の推移を見ると、医師数以外は増加傾向にありますが、医師数は平成18年度に大きく減少し、その後も減少傾向にあります。

以上のことから、超高齢社会の中で、医療機関相互、医療機関と介護施設等との一層の連携強化によって回復期・慢性期病床等の不足している医療資源に対応するといった地域全体で医療の提供体制を確保し、充実していくことが求められています。

そのために、市民を本市の地域医療の重要な担

い手として位置づけ、本市における地域医療の状況を広報するとともに、かかりつけ医を持つことや自らの都合による救急医療の安易な利用の抑制に理解を求めていくことによって、市民とともに本市医療を支えていく環境を構築していく必要があります。

そして、本市が経営する市立敦賀病院については、嶺南地域、特に二州地区における急性期医療の中心的な役割を担っていますが、全国の地方部における自治体病院と同様に、医師不足等により厳しい経営状況にあります。

そのため、医療従事者の確保や経営の健全化に努め、その役割を維持してだけでなく、市民の理解と協力のもとで、急性期医療機関としての一層の充実が求められています。

－医療と保健分野の連携と課題－

これまで、医療と保健は、地方公共団体において実質的に個別の政策分野として捉えられてきました。しかし、急速な高齢化と少子化の中で、医療と保健といった政策分野は、より有機的に連携して展開されることが求められています。そこで、この基本計画では、医療と保健を一体の政策分野として捉えることとします。

まず、急速な高齢化を背景として、医療と保健の一層の連携強化が求められています。その具体的な取組として、メタボリック・シンドロームの疾病概念の導入による特定健康診査・特定保健指導の実施やがん予防・早期発見等といった取組が挙げられます。

また、これらの保健活動を通じて生活習慣病予防をはじめとした様々な世代や立場に応じた保健サービスを充実してだけでなく、市民が保健指導等に応じ、実践することができるような、ゆとりのある働き方や暮らし方を実現するにはどうすれば良いかといった保健分野を越える課題を検討しながら施策を展開していく必要があります。

次に、急速な少子化を背景として、出産の安全確保と産科医不足の観点から、医療と保健分野の連携強化の必要性が増加しています。産科医不足の主な理由として、出産時の事故における訴訟リスクの高さが挙げられ、安全な出産のために妊婦健診の重要性が増しています。

そこで、安全な出産や少子化対策といった観点から、妊婦健診等に対する経済的支援や妊婦相談等の母子保健事業の充実だけでなく、地域医療との連携強化が求められています。

● 図表5-1 本市を取り巻く医療環境の状況

(単位：人、箇所、床)

区 分	医師数		病 院				一 般 診 療 所				歯 科 診 療 所	
			施設数		病床数		施設数		病床数		施設数	
	人口10万人対		人口10万人対		人口10万人対		人口10万人対		人口10万人対		人口10万人対	
全国	286,699	224.5	8,794	6.9	1,609,403	1,260.4	99,083	77.6	146,568	114.8	67,779	53.1
福井県	1,851	227.8	77	9.5	11,653	1,434.2	594	73.1	1,686	207.5	281	34.6
嶺南医療圏	240	163.9	12	8.2	2,155	1,472.0	109	74.5	106	72.4	45	30.7
敦賀市	135	198.2	6	8.8	1,161	1,704.8	56	82.2	68	99.9	24	35.2
美浜町	8	75.5	—	—	—	—	10	94.3	—	—	3	28.3
若狭町	19	117.3	3	18.5	345	2,129.6	9	55.6	—	—	2	12.3
小浜市	62	198.1	2	6.4	534	1,706.1	22	70.3	19	60.7	9	28.8
高浜町	10	89.3	1	8.9	115	1,026.8	5	44.6	—	—	4	35.7
おおい町	6	66.7	—	—	—	—	7	77.8	19	211.1	3	33.3

※出典：福井県医師・歯科医師・薬剤師調査

● 図表5-2 本市の医療機関及び医療従事者の状況

(単位：箇所、床)

区 分	施 設 数					有床 助産所	許 可 病 床 数		
	病 院	一般診療所		歯科診療所	病 院		一般診療所		
		一般病院	有 床					一般病床	
平成 16 年	7	5	52	8	25	—	1,182	673	81
平成 17 年	7	5	53	6	25	—	1,062	553	58
平成 18 年	7	5	53	6	25	—	1,062	553	58
平成 19 年	6	4	55	5	25	—	1,016	546	51
平成 20 年	6	4	56	6	23	—	1,161	691	68

※出典：福井県統計年鑑

(単位：人)

区 分	医 療 関 係 者 (就 業 届 出 分)							
	医 師		歯科医師		薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看護師(士) 准看護師(士)
		医療施設従事		医療施設従事				
平成16年	148	140	38	38	104	26	19	738
平成17年	148	140	38	38	104	26	19	738
平成18年	136	129	36	36	109	28	20	841
平成19年	136	129	36	36	109	28	20	841
平成20年	135	127	37	37	112	30	22	894

※出典：福井県統計年鑑

基本的な方向性

わが国は、人類社会がこれまで経験したことがない急激な高齢化の中にあります。その中で、医療と保健に関する取組は、非常に重要なものとなっていると同時に、今まで以上に強力な連携が必要となっています。

このことから、医療と保健を生存権の保障の基幹を担う一体的な政策分野として捉え、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 市立敦賀病院の医療提供体制の充実

市立敦賀病院は、市民から医療の質向上や高度医療の充実等が期待されるとともに、安定的な医療提供体制の確保が求められています。

そこで、市民に適切な医療を安定的な経営のもとで継続的に提供するため、経営の安定化を図り、高度医療機器の整備や医師・看護師等の確保等によって、医療提供体制の確保・充実、そして将来の医療を担う人材の育成に努めます。

また、本市における医師の不足やそれに伴う回復期・慢性期医療の不足といった短期的には解決困難な問題に対処するため、市内外の医療機関との連携等による合理的な医療提供体制の強化について検討していきます。

(2) 医療従事者の供給体制の強化

本市では、医療の提供体制において、医師だけでなく看護師や助産師等の医療従事者の不足も深刻な問題となっています。

そこで、現在、看護専門学校にて看護師の養成を行っていますが、今後、更なる医療従事者の供給体制の強化を行い、地域医療に対する医療従事者の供給体制の安定を図ります。

(3) 様々な世代、立場に応じた保健・健診体制の充実と連携強化

市民の健康で豊かな生活を支えるために、様々な世代や立場に応じた保健体制の充実を図るとともに、急速な少子化及び高齢化を背景として、医療と保健の一層の連携が求められる中で、健診体制の充実と医療機関との一層の連携強化に努めます。

(4) 医療機関完結型医療から地域完結型医療へ

超高齢社会を迎え、増大する医療ニーズ全てに個別医療機関が対応する医療機関完結型医療は、医療資源の希少性と有限性から困難な状況にあります。

そこで、医療機関がそれぞれの得意分野を活かし、的確な役割分担のもと、地域全体で医療を提供する地域完結型医療への移行に努めます。

また、医療機関や医療関係者の努力だけでなく、市民が地域医療を育み、支える風土や環境の構築に向けて、本市における地域医療の状況等に関する積極的な情報の公開・提供等を通じて、地域医療に対する市民の理解を深めていくことに努めます。



活力にあふれるまちづくり

第1節—工業の振興と流通網の展開

第2節—エネルギーと地域振興

第3節—商業の振興

第4節—観光の振興

第5節—農林水産業の振興

第6節—雇用環境の改善

第1節

工業の振興と流通網の展開

現況と課題

－これまでの本市の発展過程－

本市は、三方を山岳に囲まれ、北部は日本海に面するという高い隔絶性を有しますが、京阪神・中京の2大都市圏を後背に控え、天然の良港である敦賀港を有するという立地特性から、古くから海陸交通の要衝としての役割を担ってきました。

このため、本市の発展パターンは、外航及び内航の海運の窓口となる敦賀港と京阪神・中京圏に通じる陸上広域交通網を整備することで、外部とのアクセス性を高め、物流の中継地としての優位性を高めていくといったものでした。

しかし、この発展パターンは、本市以外の外部環境の変化に影響を受けやすいだけでなく、その背景には、本市単独で市内の雇用や地域経済を支える内発的な発展の要素が乏しいという課題があることをうかがわせるものであると言えます。

－地域経済基盤を支える工業の振興の必要性－

昭和29年に敦賀市と敦賀郡東浦村・中郷村・愛発村・栗野村が合併した際に内閣総理大臣に提出した新市建設の基本方針に、まず大工場の誘致が挙げられていることから、外部環境の変化に弱く、地域経済を支える要因が少ないという課題は、連綿と受け継がれているものであると言えます。

もちろん、地域経済を支える主軸となるのは工業のみならず、農業や商業にもその可能性があります。しかし、面積の約8割が森林であるため大規模農業を経営するには不向きであるという土地利用上の制約、そして中継地における商業は外部環境に左右されやすいといった問題から、本市が

自立的かつ安定的な発展を模索する上で工業に発展の基盤を求めることには、一定の必然性があると言えます。

－企業誘致に求められる視点－

本市の工業を概観すると、事業所数、従業者数、製造品出荷額等のいずれも、嶺北地方に比べて立ち遅れたものとなっています。この要因の一つとして、本市の平野部の狭さから大規模な工業地域を展開することが困難であったことが挙げられます。

本市では、産業団地をはじめとする工業用地への積極的な企業誘致に取り組んでいるところですが、本市の地勢と将来を見据え、若者が定住することができるよう雇用機会の創出を図るとともに、産業構造の高度化、高付加価値化を目指し、波及効果の高い企業の誘致を進めていくという視点が重要となります。

昭和29年 新市建設の基本方針

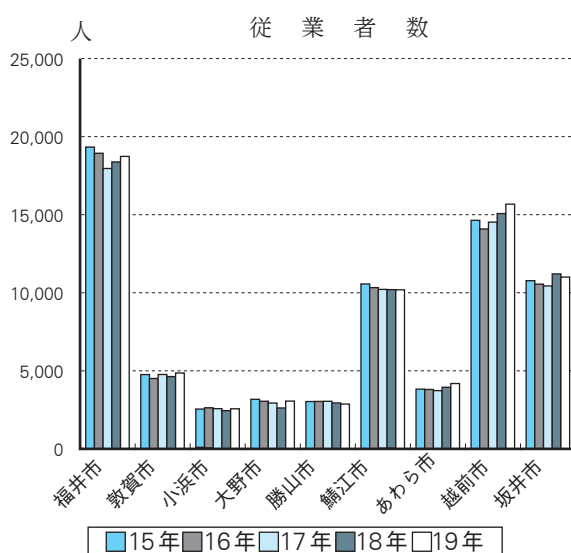
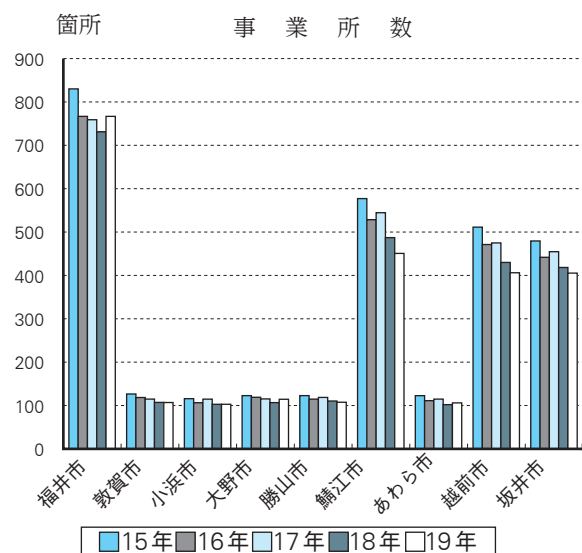
- 1、大工場の誘致を促進し、近代的臨海工業ならびに商業都市として経済的発展を図る。
- 2、港の整備を図り、沿岸、対岸の貿易に寄与せしめる。
- 3、農家経営の改善並びに生産物の増産及び品質の改良に努める。
- 4、観光資源の活用と、施設の完備を図る。

一 流通網の展開一

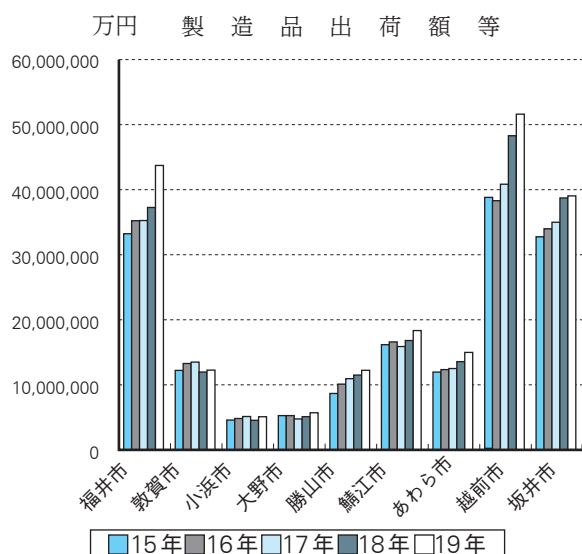
また、工業の振興においては、販路の確保と拡大の基盤となる円滑な流通網が展開されている必要があります。本市は、成長著しい東アジア地域等と接する日本海国土軸上に位置し、敦賀港といった重点港湾を有するとともに、後背地に京阪神・中京圏が控えていることから、工業の振興において非常に有利な立地特性を有していると言えます。

そのため、この本市の立地特性から生じる優位性を最大限発揮するため、港湾や陸上広域交通網の整備促進を行うとともに、ポートセールス等による航路開設をはじめとした円滑な流通網の拡大を図ることが求められています。

● 図表 1-1 県内市の工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



※工業統計調査



産業団地

基本的な方向性

広域交通網の発展により京阪神・中京圏との一層の交流の拡大が期待される中で、市民の定住を促進するためには、新たな雇用等の受け皿として産業の発展が必要となります。

そこで、産業の中核をなす工業の振興とその発展の基盤となる流通網の展開として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 雇用の創出と経済的安定のための企業誘致、起業支援の推進

産業団地だけでなく、市内全域を対象とするように平成19年度に改正された敦賀市企業立地促進要綱に基づいて、雇用者の増加と地域経済への寄与といった視点を重視して、一層の企業誘致と起業支援を推進します。

(2) 市内企業の育成強化

市内の雇用と経済を支えている既存企業の育成は、現状の経済の安定化という観点から、新しい企業誘致や起業支援と並んで、非常に重要な要素です。

そこで、国等が行う融資制度の活用をはじめとして、本市独自の支援を行いながら、総合的に推進していきます。

(3) 流通網の整備推進

工業の発展の上で、円滑な流通網の拡大が重要な課題となりますが、立地特性の観点から、県内の他の市町と比較して、本市は非常に有利な位置にあります。

そこで、本市の潜在能力を十分に発揮するために、敦賀港や陸上広域交通網等の整備促進により流通の基盤を整えるとともに、ポートセールス等による新規航路開設といった流通経路の拡大を推進していきます。

● 図表1-2 本市の主な企業立地促進に関する支援策

区 分	業 種	補助率内容
企業立地促進補助金	製造業、運輸業、情報サービス業、試験研究所	投下固定資産総額の20%
特定地域企業立地促進補助金	製造業（付随業務を含む）	投下固定資産総額の20%
雇用補助金	製造業、運輸業、情報サービス業、試験研究所	1人につき30万円
空き施設活用補助金	製造業、運輸業、情報サービス業、試験研究所	貸借料3年分×2/3

※新規雇用等の条件有り

※特定地域企業立地促進補助金は、敦賀市産業団地に立地した企業が対象

※雇用補助金は、企業立地促進補助金及び特定地域企業立地促進補助金を受けていることが条件

第2節

エネルギーと地域振興

現況と課題

ー本市におけるエネルギー産業の位置づけー

本市におけるエネルギー産業の重要性は非常に高いものがあり、これを示すように市町村民経済計算において、電気・ガス・水道業の割合は、市内総生産全体の約2割を占めていました。これは、本市の産業別分類の中でトップの水準にあり、県内の市の中でも最大の規模にあります。このことは、戦後、国際的な政情により、外航貿易が低調となった中で、港による発展パターンが衰退した後、エネルギー産業が、本市の発展を牽引してきたことをうかがわせるものであると言えます。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力の福島第一原子力発電所における原子力災害の発生を受け、市民の原子力発電所に対する不安が高まっているとともに、これまで築いてきた立地自治体の市民と原子力事業者との間の信頼関係が損なわれることが懸念されています。

ー求められる地域振興ー

本市の地域経済において、エネルギー産業は重要な位置にありますが、その一方で、本市がエネルギー都市であるという市民の意識は決して高いとは言えない状況にあります。エネルギー都市として親しみを持っている市民の割合は、福島第一原子力発電所の原子力災害の発生以前であっても、半数をわずかに上回るに留まるものでした。

この要因として、本市における、これまでの地域振興策がどちらかと言えばハード面に傾斜し、地域産業の育成といった民間部門との連携等を進める取組が十分でなかったことが挙げられます。

そして、福島第一原子力発電所の原子力災害により市民の不安が高まっている中で、地域振興の大前提として、これまで以上に原子力発電所に対する市民の安心と安全を確保することが求められています。

そのため、原子力発電所が集積する本市においては、原子力防災等における高度な人材の育成や、原子力における幅広い高度な技術を民間部門への移転・転用する研究開発を進める機関等の設置によって、原子力発電所に対する一層の安全対策の強化や新しい産業の創出・育成を推進するといった、市民と原子力発電所との信頼関係を再構築していく取組が求められています。

また、電源地域としての本市独自の振興策として、国、県からの電源立地地域対策交付金が活用されています。今後も、市民が住み良さを実感することで定住を考え、また市外の住民の流入を促すような地域振興策を図る必要があります。

基本的な方向性

戦後における本市の発展は、原子力発電所をはじめとしたエネルギー産業が牽引してきました。しかし、福島第一原子力発電所の原子力災害の発生により、市民の原子力発電所への不安が高まっています。

このことから、原子力発電所の立地自治体である本市には、原子力発電所の安全確保を国や事業者に強く求め、市民の安心と安全の確保を大前提として、エネルギー都市である本市の強みを十分に発揮し、市民が原子力発電所との新たな信頼関係を構築していくことができる取組が求められています。

そこで、エネルギーと地域振興の基本的な方向性を、次のとおりとします。

(1) エネルギー都市にふさわしい 安心・安全と産業拠点の形成

広域連携大学拠点の形成をはじめとした福井県の「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づく施策の実施とその実現への協力を足がかりとして、原子力事業者を中心とするエネルギー関連企業・大学・本市といった産学官の連携を促進していきます。

これによって、原子力防災等における高度な知識の集積と人材の育成・交流を通じて原子力発電所に対する一層の安全対策の強化や、新しい産業の創出・育成による地域経済の基盤の強化を推進

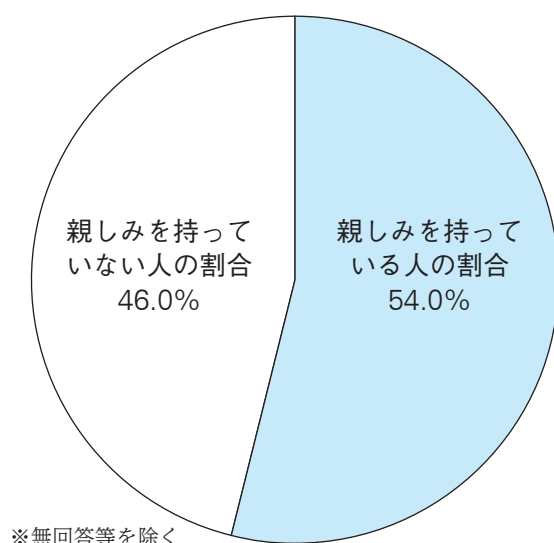
し、本市がエネルギー都市にふさわしい安心・安全と産業の拠点となることを目指します。

(2) 電源地域としての地域振興の推進

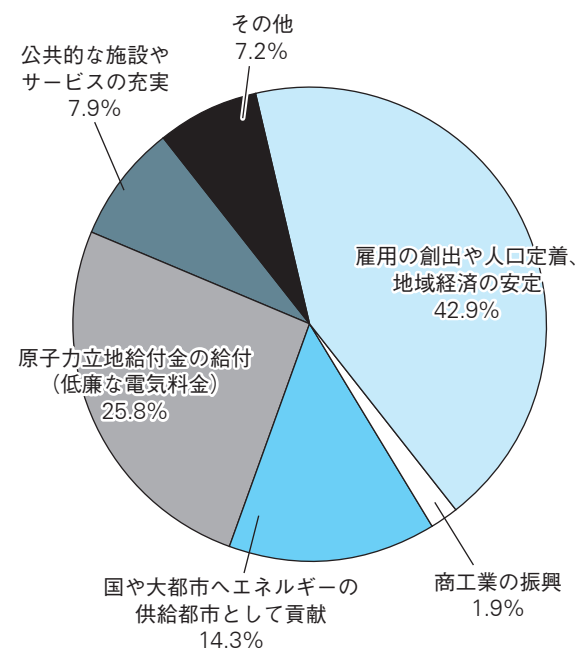
電源立地地域対策交付金による各種施策の推進は、他の地域には無い本市独自の取組であると言えます。

そこで、電源地域として、交付金の適正な執行を行うことはもちろんのこと、市民が住み良さを実感することができる地域振興策を推進します。

● 図表2-1 エネルギー都市としての親しみを
感じる市民の割合



● 図表2-2 電源地域として感じるメリット



※政策推進課「市民意識調査」

● 図表2-3 エネルギー拠点化計画推進方針〈平成21年度〉重点施策の概要

◎ 高速増殖炉（FBR）を中心とした国際的研究開発拠点の形成

国内外の研究者が集う高速増殖炉の実用化に向けたプラント運用技術の研究開発拠点を敦賀市に形成し、国際的に特色ある拠点として地域の発展・活用化に貢献する。

◎ 原子力安全研修施設の整備

国内外の原子力関係の技術者、学生を対象とした人材育成の拠点として、原子力安全施設を整備する。

◎ 広域の連携大学拠点の形成

「もんじゅ」、「ふげん」等の研究施設と人材を活用し、特色ある原子力分野等の教育・研究機能を充実するため、福井大学を中核に関西・中京圏等の大学との連携大学拠点を敦賀市に形成する。

◎ 福井クールアース・次世代エネルギー産業化プロジェクト

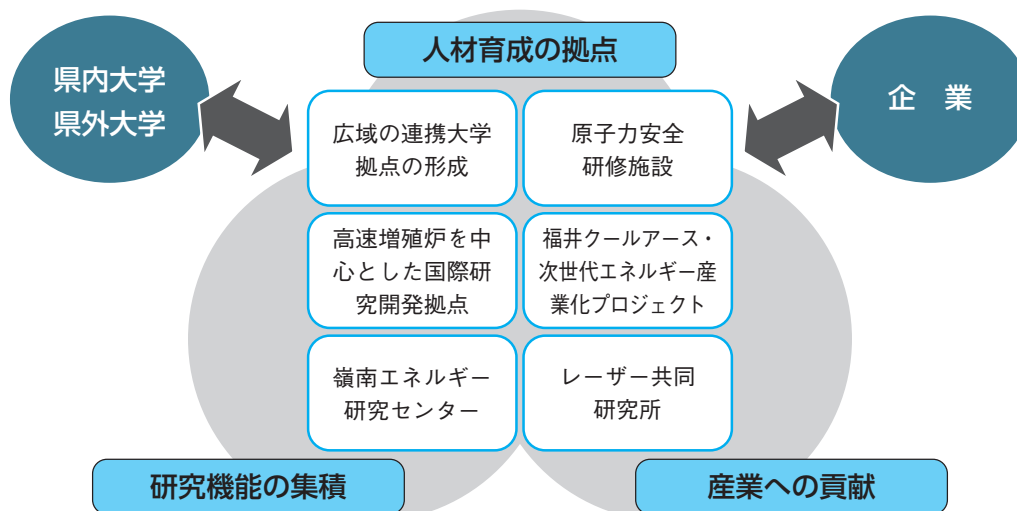
次世代のエネルギーに関する産学官共同研究を推進し、県内に関連企業の集積を図る。

◎ レーザー共同研究所

県内企業や大学等との共同研究を通じて、関西光科学研究所に蓄積されたレーザー関連技術を産業や医療分野に応用展開を図る。

◎ 嶺南新エネルギー研究センター

新エネルギー分野の研究の推進や普及促進及び産学官連携の強化により、研究機能の集積を図る。



第3節

商業の振興

現況と課題

－これまでの本市の商業の発展過程－

本市の産業別の就業人口は、概して第3次産業の割合が高い傾向にあり、近年、特にその傾向が顕著となっています。

この要因として、本市の平野部の狭さから、大規模工場の立地をはじめとした工業の振興によって第2次産業の育成が十分に果たされなかったことで、交通の要衝という立地特性を活かした物流の中継地として、一時的に流入してくる人々を捉える商業が地域経済の主軸として機能していたことが挙げられます。

－本市の商業と広域交通網－

商業統計調査における本市の事業所数・従業者数・年間商品販売額は、全体的に長引く経済の停滞により減少傾向にありますが、平成16年から平成19年は、年間商品販売額がV字回復を見せています。これは、平成18年度のJR直流化開業が大きく影響しているとともに、交通の要衝という立地特性を活かした商業の発展過程が、現在で

も受け継がれていることを表していると言えます。

このことから、本市の立地特性を活かした商業の発展において、舞鶴若狭自動車道をはじめとした広域交通網の整備促進が重要な要素であると言えます。

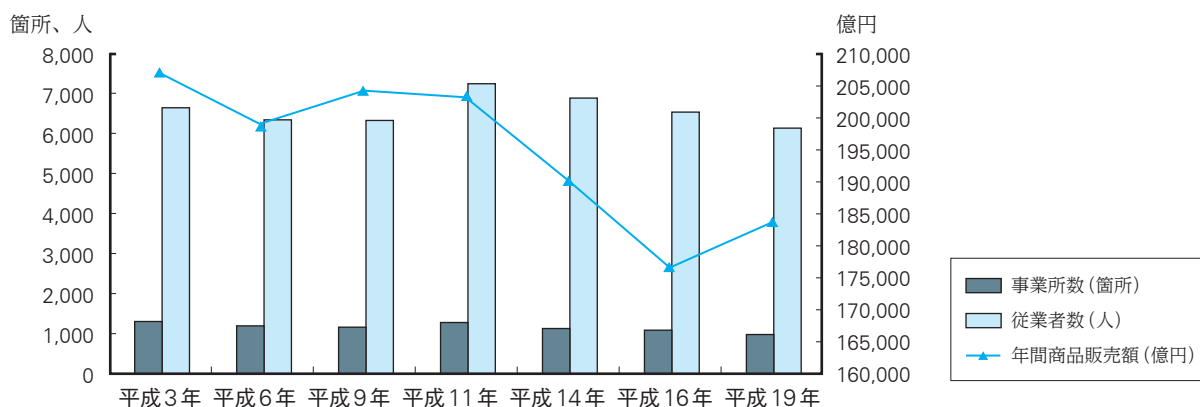
－足腰の強い商業－

これまでのように、物流の中継地としての流入人口をあてにした商業の発展は、その流れが途絶えるなどの激しい外部環境の変化が生じた場合、とたんに行き詰まりを見せるという危険性があります。

そのため、たとえ中継地としての機能が弱体化しても、引き続き人々を呼び込み、新しい購買力である市外の住民をひきつけるような足腰の強い魅力的な商業地域の形成を継続的に支援していく必要があります。

さらに、工業をはじめとする他の産業分野の振興を図ることで、本市の中に新たな購買力を生み出していくことが重要となります。

● 図表3-1 本市の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移



※出典：商業統計調査

一商業機能の集積と中心市街地の活性化一

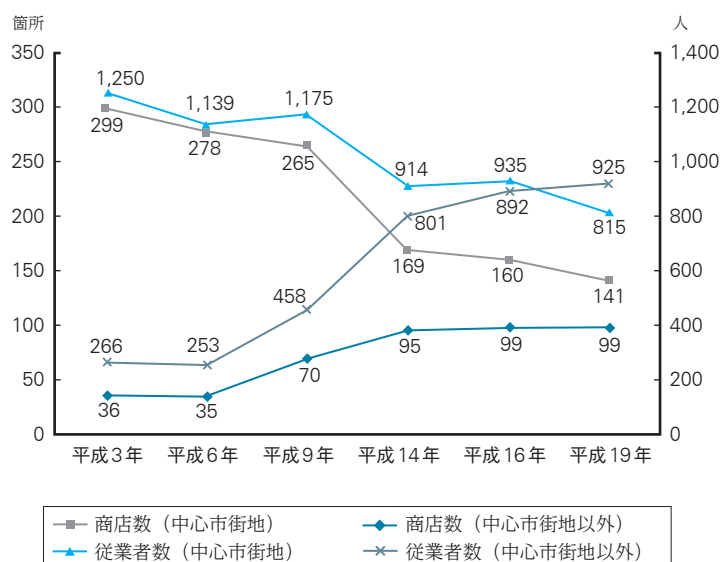
本市の商業地域の状況を見ると、図表3-2から中心市街地とそれ以外の商業地を比較した場合、商店数においては次第にその差が縮小しており、従業者数においては既に逆転していることから、近年において商業機能の郊外移転が進行しており、中心市街地の商店街の衰退が顕著となっていることがわかります。

商業機能の郊外化は、人が集まる場所が分散し、その結果、まちのにぎわいと魅力が失われることとなるだけでなく、急速な人口減少の中で全体としての需要と購買力が減少することが予測される

ことから、既成市街地と郊外に分散した商業地域は、減少する需要を奪い合うこととなり、それぞれが次第に活力を失っていく危険性があります。

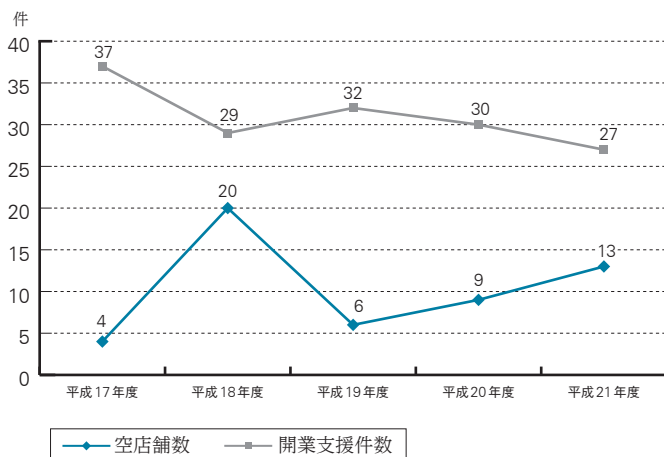
そのため、都市の顔である中心市街地において、商業機能の集積を図り、本市全体のにぎわいを創出するとともに、全ての市民がいつでも気軽に訪れることができる環境の整備が求められています。

● 図表3-2 本市の商店数・従業者数の推移



※出典：商業統計調査

● 図表3-3 中心市街地の空き店舗数及び開業支援件数の推移



※商工政策課

基本的な方向性

本市の商業は、物流の中継地として、一時的な流入人口を捉える発展パターンをとってきました。

舞鶴若狭自動車道をはじめとした物流の基盤となる広域交通網の変革が目前に迫るとともに、商業機能の郊外化と人口減少が進む中で、本市の産業の中核を担う商業の振興として、次のことを基本的な方向性としします。

(1) 広域交通網の整備促進

物流の基盤となる広域交通網の整備は、交通の要衝として発展してきた本市の商業において、非常に大きな発展の要素となります。

そこで、北陸新幹線の早期実現や運行本数の増加をはじめとしたJR在来線の利便性向上について関係機関への要請を行うとともに、舞鶴若狭自動車道の早期開通等について要望活動を行うなど、広域交通網の基盤整備を促進します。

(2) 商業基盤への支援

本市の商業機能を維持していくためには、外部環境の変化にも柔軟に対応することができ、足腰の強い商業地域を形成する必要があります。

そこで、商業地域の安定的な発展を促すため、空き店舗対策や経営基盤への支援を行います。



晴明の朝市



百縁笑店街

(3) 商業機能の集積と中心市街地の活性化

中心市街地に商業機能を集積するとともに、敦賀駅周辺や敦賀港周辺等における多極的な交流拠点の形成と各拠点間における来街者の回遊により、人が行き交うにぎわいを創出し、購買力の拡大を図ることで、魅力ある商業地域としての再生を目指します。

また、全ての市民がいつでも気軽に訪れることができるように、公共交通サービスを充実化していきます。



中心市街地の各拠点間の人の流れのイメージ

第4節

観光の振興

現況と課題

観光には、二つの重要な役割があります。第一の役割は、都市の魅力を市外の住民に発信することであり、第二の役割は、実際に訪れた人々に観光資源を含めて本市の魅力を体感してもらうことです。

そのため、今後の本市の発展の原動力となる市民や市外の住民の定住と流入を促進する上でも、観光におけるこの二つの役割は、正に車の両輪になっていくものであると言えます。

— 敦賀の魅力を発信する観光の振興 —

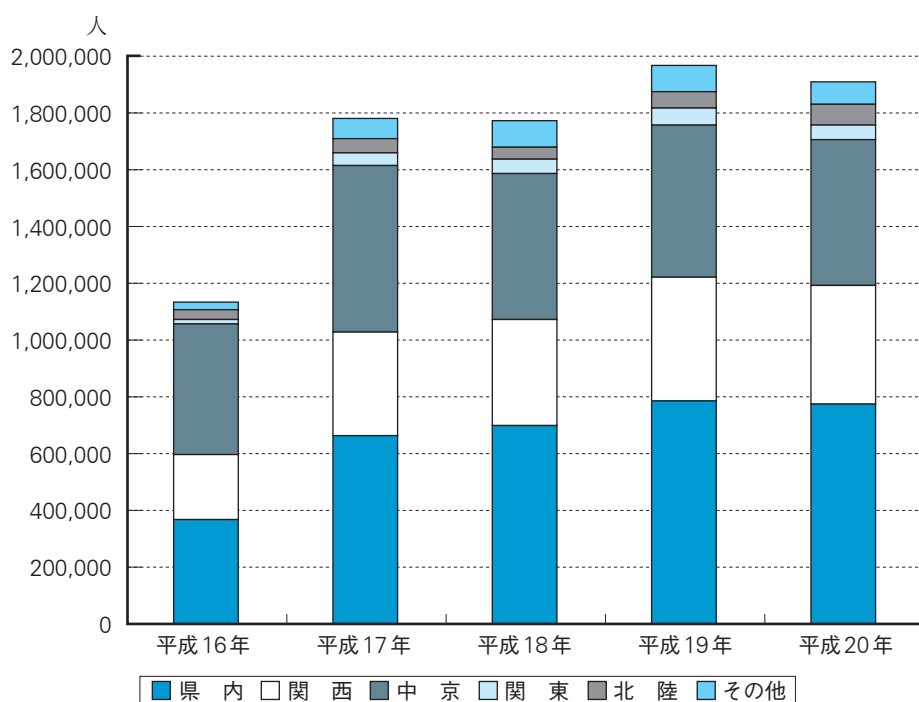
魅力の発信という第一の役割は、広域交通網の変革期にある本市において大きな転換点にあります。広域交通網の発展は、物流等に大きな変化をもたらすだけでなく、とりわけ、観光においてその効果は即時的にあらわれます。本市において、

それが端的にあらわれたのが平成18年秋のJR直流化開業です。これによって観光客の総数だけでなく、関西方面からの観光客の増加というように、その構成にも影響を与えています。

そして、現在、本市においては舞鶴若狭自動車道の開通といった広域交通網の変革を迎えており、関西方面だけでなく、新たに中国・四国方面からの観光客をも視野に捉えることができる状況となっています。これは、本市の観光産業の活性化の機会であるだけでなく、本市の魅力をこれまでより多くの、そして広域の人々に発信することができる機会であると言えます。

そのため、本市の観光振興において、舞鶴若狭自動車道の開通等の広域交通網の変革に的確に対応することが求められています。

● 図表4-1 本市の居住地別観光客入込状況



※出典：観光客入込統計調査

―敦賀の魅力を体感する観光の振興―

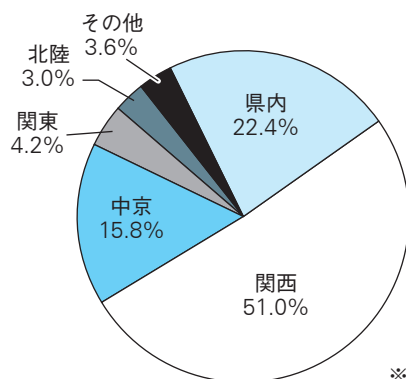
観光における第二の役割として、実際に訪れた人々に本市の魅力を体感してもらい、イメージアップを図ることが挙げられます。そのためには、観光施設等の整備や地域資源を有効活用したイベントの開催といったハード、ソフト両面における一体的な観光施策の展開が重要となります。

また、本市では、直流化開業の翌年の平成19年に、本市への来訪者300人に対して街頭やイベント会場での聞き取り調査を実施しました。その結果を、来訪者の住所地別に見ると、関西・中京方面からの来訪者が66.8%と、全体の半分以上を占めていることから、直流化開業以後に期待された本市の魅力の発信という役割がかなり果たされていることをうかがわせます。

その一方、観光地としての来訪者の満足度をみると、「食べ物」や「土産物」の満足度に比べて、「交通機関」の満足度が低くなっています。このことから、来訪者に本市の魅力を体感してもらうという第二の役割において、観光施策の展開では一定の成果を上げていると言えますが、観光地を巡るアクセスの確保に一部課題があることがうかがえます。

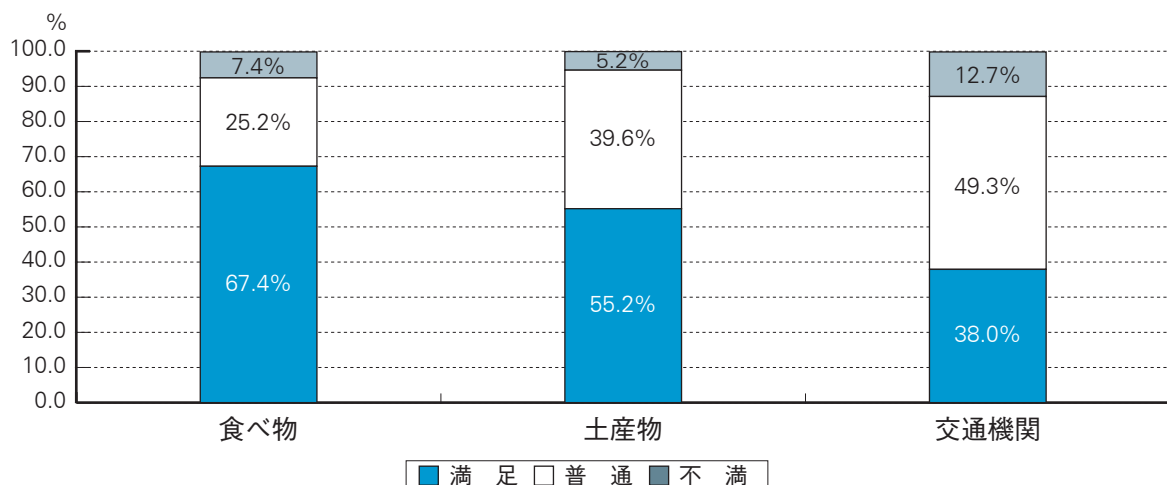
今、広域交通網の発展によって新たな観光客の誘致が期待される中で、観光地として、その拠点となる観光資源そのものの魅力を高めていくことはもちろんのこと、二次アクセスの改善をはじめとして、本市に点として存在するそれぞれの観光資源を線として結ぶことによって、本市の魅力を効果的に体感させる取組が求められています。

● 図表4-2 本市の来訪者における住所地別構成割合



※出典：JR 直流化まちづくり対策調査報告書

● 図表4-3 本市の来訪者の満足度



※出典：JR 直流化まちづくり対策調査報告書

基本的な方向性

観光には、本市の魅力の発信と来訪者に対して本市の魅力を提供し、イメージアップを図るという二つの重要な役割がありますが、広域交通網の変革により観光客のターゲットが拡大する中で、その役割を一層効果的に発揮するために、本市の観光の振興について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 広域的かつ計画的な観光の振興

舞鶴若狭自動車道の開通をはじめとした広域交通網の変革を背景として、本市の観光においても、この状況の変化に的確に対応することが求められています。

そこで、本市の魅力をより広域の人々に発信するとともに、観光振興計画の見直しにより計画的な観光の振興を推進します。

(2) 観光地としての魅力を増進する施策の展開

広域交通網の変革を背景として、新規観光客の開拓とともに、本市の魅力を一層体感することができるよう、敦賀港周辺をはじめとした地域資源の活用を進めます。そして、これらを活用したイベント等を実施することで、観光資

源そのものの魅力向上による観光の拠点づくりに取組みます。

また、これに加えて、観光客を直接もてなすガイドの研修等による観光ホスピタリティの向上に取組み、ハード・ソフト両面における取組を一体的に推進することで、観光地としての魅力を増進します。

(3) 観光拠点の回遊による面的効果の発揮

本市の魅力を効果的に体感してもらう上で、観光資源を整備・活用するだけでなく、これらを観光の拠点として捉え、公共交通サービスや民間タクシー等の活用により各拠点を効果的かつ効率的に結ぶことで、面的な波及効果を発揮することができる観光の振興を推進します。



大花火大会



氣比神宮



水島



氣比の松原



ぐるっと敦賀周遊バス

● 図表4-4 観光INDEX MAP



第5節

農林水産業の振興

現況と課題

農業、林業そして水産業に共通する課題として、後継者不足や経営基盤の不安定さがあげられます。

本市の農林水産業全体の状況を見ると、産業別就業人口においては、県内市の中で小浜市、鯖江市と並んで低く、市内総生産額においても同様の状況にあります。

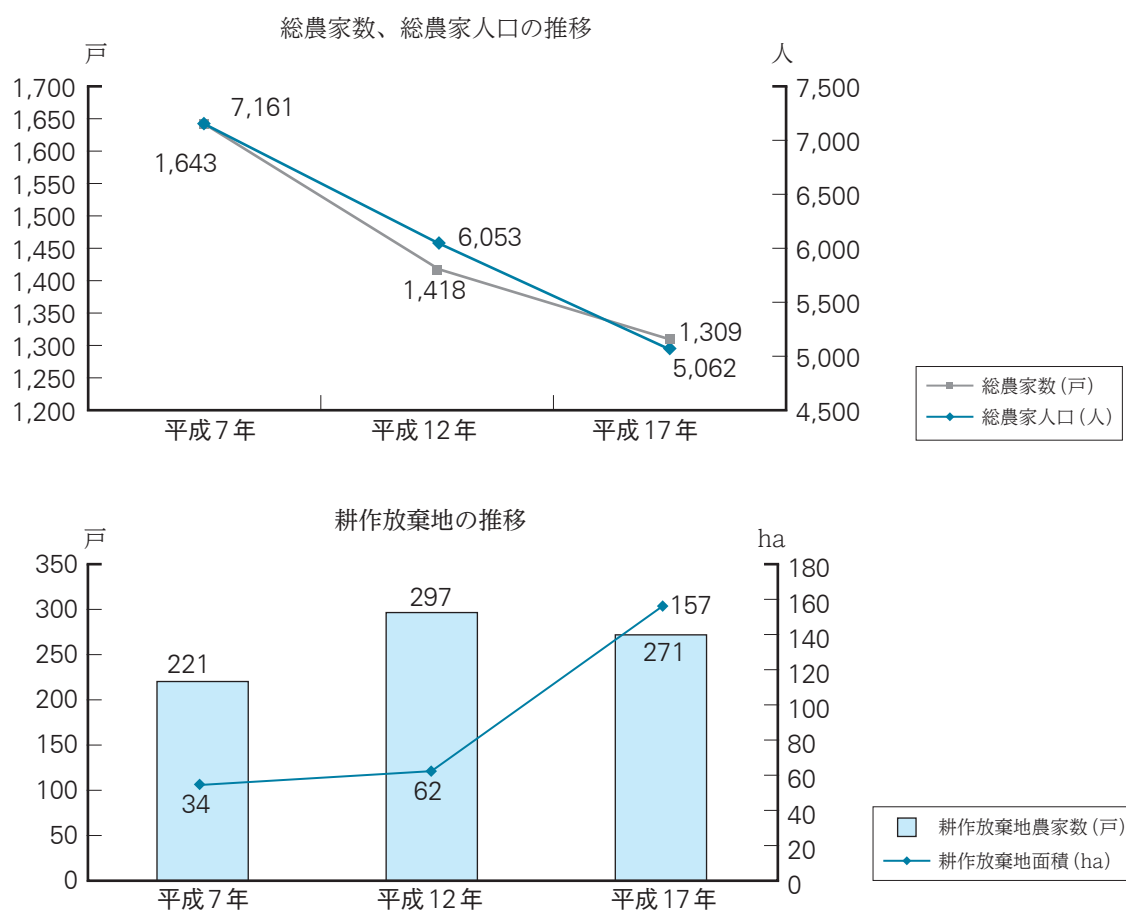
—本市の農業—

次に産業分野ごとに見ると、まず農業では、農林業センサスによる平成7年と平成17年との比

較では、農家戸数は1,643戸から1,309戸に、総農家人口は7,161人から5,062人と著しく減少している状況で、平成17年における耕作放棄地については、157haにまで増加しており、深刻な後継者不足が浮き彫りとなっています。

また、後継者の減少は産業としての農業の衰退を招くばかりか、農地や山林が有する本市のまちなみや景観の保全、洪水等の自然災害の防止といった多面的な機能の側面からも重要な課題であると言えます。

● 図表5-1 本市の総農家数等、耕作放棄地の推移



※出典：農林業センサス

―本市の林業―

林業については、農業以上に深刻な後継者不足となっています。本市の森林面積は約2万haあり、面積規模自体に大きな変動はありません。しかし、農林業センサスによる林家数（1ha以上）を見ると、平成2年に720戸であったものが平成17年には650戸と顕著に減少しています。その結果、林家の保有面積は平成17年で2,604haに過ぎず、山林のほとんどが手つかずの状態となっています。

また近年、地球環境保全機能、生物多様性保全機能、土砂災害防止機能等といった森林の多面的な機能が見直され、地球環境問題や都市災害の面

から非常に注目を集めています。その中でも、特に地球環境問題の側面において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた取組の中で、二酸化炭素等の森林吸収が期待されています。

ただし、これらの機能が十分活かされるためには、新規植林、再植林等の適正な森林の管理が必要ですが、本市の林業の現状では、これらの機能を十分に発揮できるとは言えません。

そこで、林業従事者の確保や林道整備等の管理に係る費用の低減をはじめとした経営の安定化といったことが重要な課題となっています。

● 図表5-2 本市の林業の状況

(単位：ha、%)

保有形態		総面積		立木地			その他	人口林率
		面積	比率	計	人工林	天然林		
総数		19,884	100.0	19,429	5,359	14,070	455	27.0
国有林		4,777	24.0	4,683	1,785	2,898	94	37.4
公有林	都道府県有林	22	0.1	21	2	19	1	9.1
	市町村有林	1,177	5.9	1,167	931	236	10	79.1
	財産区有林	—	—	—	—	—	—	—
私有林		13,908	70.0	13,559	2,641	10,918	349	19.0

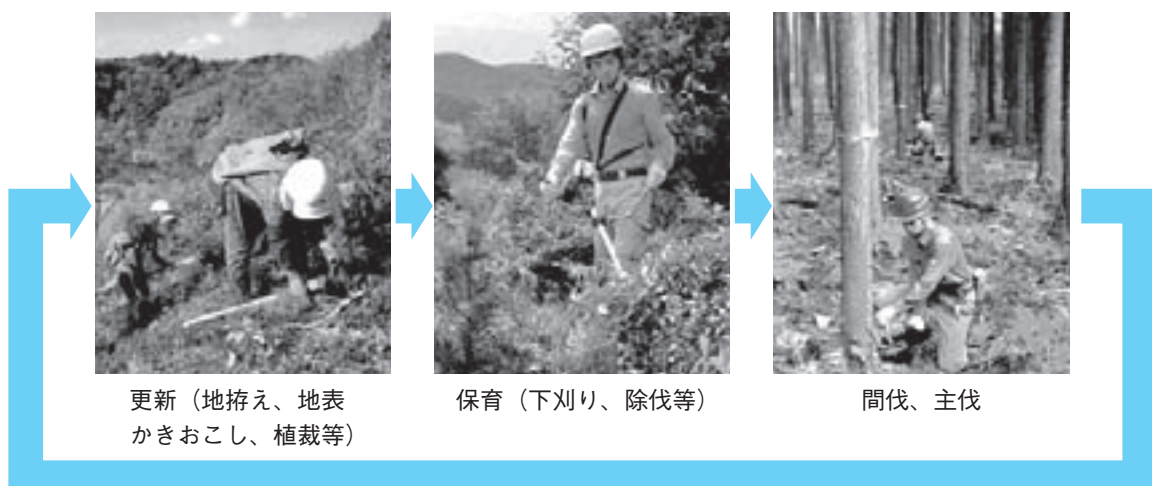
※四捨五入の関係上、積算が総数と一致しない場合がある

(平成19年3月31日現在)

※出典：敦賀市森林整備計画書

● 図表5-3 京都議定書における森林の二酸化炭素吸収を確保する取組

○森林を適切な状態に保つために1990年以降に行われる森林施業



※出典：林野庁「平成20年度森林・林業白書」

―本市の水産業―

水産業については、近隣の漁港と比べて、経営体数はそれほど低い水準にあるわけではありませんが、漁獲量は低調な傾向にあります。また、世界的に水産物消費量が増加傾向にある中で、養殖業がそれを下支えている状況にあることから、漁獲量の向上に向けて、養殖の振興等による水産資源の保全が重要な課題となっています。

そして、平成20年度には新興国の経済的發展等による燃料価格の異常な高騰により、一時は操業不能にまで陥ったことから、経営体の規模の小ささと立ち遅れている経営面での近代化が問題となっています。

さらに、より重要な問題は水産物の価格形成にあると考えられます。わが国の水産物の価格形成は、伝統的に水産卸売市場を介して、擬似的な市場による「せり」によって行われてきました。

しかし、近年、低価格の輸入水産物や水産卸売市場を介さない量販店等との相対取引が増加傾向にあります。特に、消費者の低価格志向を背景とし、量販店を中心とした流通形態の変化の中で、生産者や卸売業者に対して、水産物を一定の時間に、一定の品質・規格のものを、一定の価格で、一定量供給すること（四定条件）が求められてきました。

この結果、通常は、水揚量の多寡により変動していた魚価が、大きく上昇することが無くなり、価格が低い水準で固定化されるという事態が生じています。

そのため、国内水産物を中心に取り扱ってきた水産卸売市場の市場経由率は徐々に低下しており、需給均衡に見合った魚価の適正化に向けて、水産卸売市場の市場経由率向上が求められています。

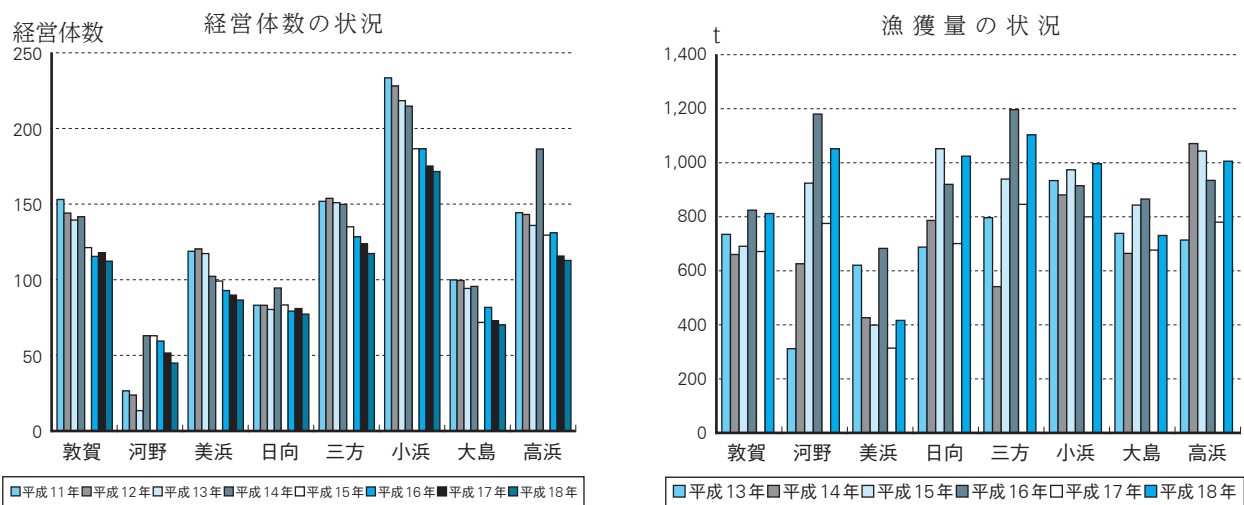


浦底漁港（浦底地区）



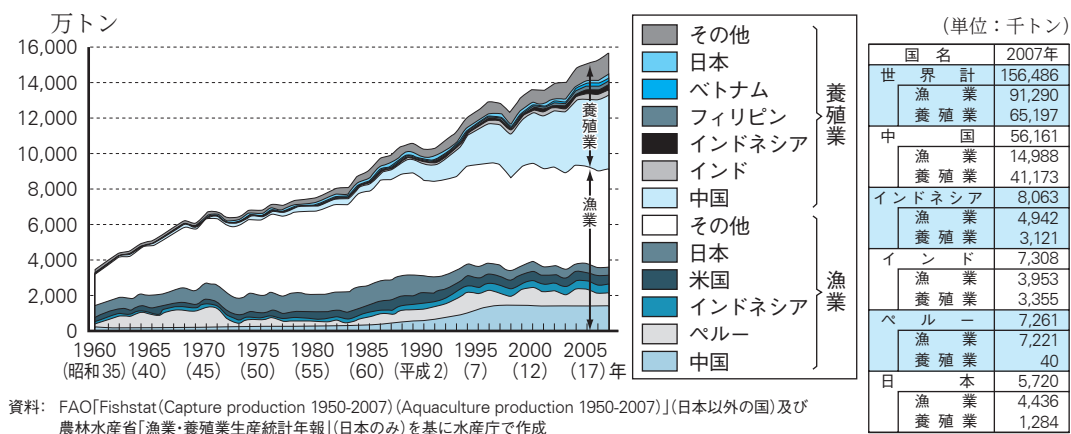
立石漁港

● 図表5-4 本市の漁港及び近隣漁港における経営体数及び漁獲量の状況



※出典：福井県農林水産統計年報

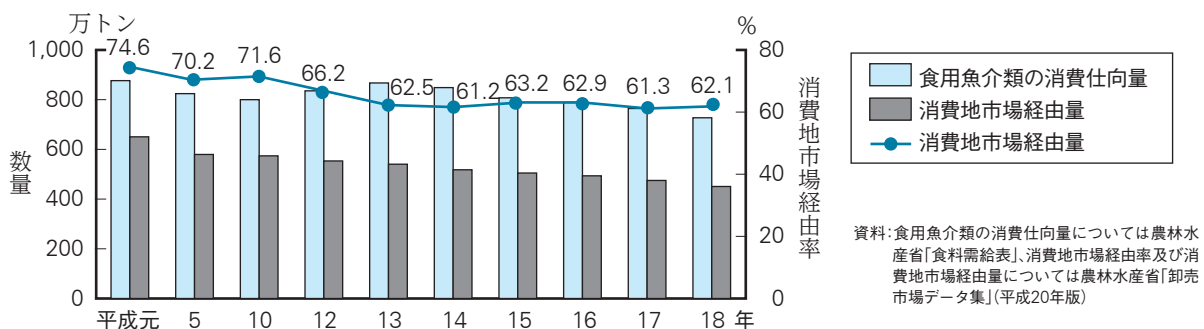
● 図表5-5 世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Capture production 1950-2007) (Aquaculture production 1950-2007)」(日本以外の国)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」(日本のみ)を基に水産庁で作成

※出典：水産庁「平成20年度水産白書」

● 図表5-6 わが国の市場経由量と経由率の経年変化



※出典：水産庁「平成21年度水産白書」

基本的な方向性

本市の第一次産業を構成する農林水産業の就業人口等は、県内の他の市町と比較して低い水準にあります。そこで、その背景にある原因を適切に把握し、それぞれの産業に適した振興策の基本的な方向性として、次のことを定めます。

(1) 農業の振興

① 後継者不足への対応強化

農業の衰退傾向の背景には、農業従事者の高齢化と後継者不足という大きな要因があることから、新たな後継者の育成・支援とともに、認定農業者や集落営農組織等の担い手育成等の強化・支援に取り組めます。

② 経営基盤の強化及び生産基盤の整備

農業の後継者不足の要因として、収益性の低さが挙げられます。

本市の大半の農家は小規模農家で、中山間地域に分布する農地が多く、土地利用上の制約から、県内の他の市町に比べて生産性が低いため、安定的な経営基盤を強化し、生産性を向上させる施策や小規模農家への支援策を推進します。

(2) 林業の振興

① 後継者不足への対応強化

林業従事者の高齢化と後継者の不足は、木材生産といった産業として林業の衰退を招くだけでなく、自然環境の保全の観点からも深刻な問題となっていることから、地域林業の中核的役割を担う森林組合の機能育成強化を図るとともに、新たな林業従事者の確保・育成に努めます。

② 森林資源及び生産基盤の整備

二酸化炭素の吸収をはじめとした地球環境問題の側面からも重視されている森林の公益的機能の向上のために、造林保育等の森林整

備を継続していきます。

また、林業における作業効率の向上のために、林道等の生産基盤の整備を推進していきます。

(3) 水産業の振興

① 経営基盤の強化及び水産資源の保全等

本市の水産業において、他の漁港に比して漁獲量が低調となっており、水産資源そのものが乏しくなっていることから、安定的な漁業経営を支える基盤として漁港を整備するとともに、養殖事業をはじめとした、つくり育てる漁業を推進します。

② 水産卸売市場における市場経由率の向上

わが国の漁業経営が不安定な要因として、魚価が実際の需要量と供給量に見合ったものでないことが挙げられることから、適正な魚価の形成のために、水産卸売市場における市場経由率の向上に努めます。

第6節

雇用環境の改善

現況と課題

わが国をはじめとする先進諸国では、公共投資等の財政政策や金利調整等の金融政策による需要喚起を通じて、完全失業の解消をはじめとする経済の安定化を目指してきました。

特に、わが国においては、戦後、立ち遅れていた社会資本の整備を背景とした有効需要政策による経済安定化に力を入れてきた結果、失業率もきわめて低い水準にありました。

－現在の雇用環境の課題－

社会が成熟化し、人々のライフスタイルが多様化するとともに産業構造が変化する中で、これまでの有効需要政策のみをもって雇用を安定化させることが、困難な状況になっていると言えます。先の100年に1度といわれた未曾有の不況下にあって、特に、製造業をはじめとする第二次産業は深刻な打撃を受けた一方で、サービス業をはじめとする第三次産業においては人手不足感があるといった、労働市場における需給のミスマッチが一層の深刻さをもって表面化してきました。

県内に目を転じると、平成21年で、福井県内の有効求人倍率は0.60にまで減少しており、製造業が盛んな嶺北地方において非常に低い水準にあります。その一方で、第三次産業の割合が高い本市では、有効求人倍率が県内で最も高い水準にあり、現在の労働市場の特徴の一端が垣間見られます。

このように、現在、労働政策においては、従来までの労働市場における需要そのものを下支えする有効需要政策はもちろん重要ですが、人々のライフスタイルの多様化や産業構造の急速な変化の

中で、労働市場における需要と供給のミスマッチを埋めることが重要となっています。

－人口減少社会に対応し、共生社会に向けた労働環境の整備－

人口減少が現実のものとなっている中で、高齢者について、これまで培ってきた豊富な経験や知識を活かし地域をともに支えていく上で、その雇用の確保が求められているとともに、就労と出産・子育ての二者択一の状況となっている女性の労働環境の改善が必要となっています。

また、障害者自立支援法が施行され、障がい者の自立と地域社会との共生が重視される中で、共に生き、共に暮らし、共に働く共生社会の実現のために、障がい者の就業機会の確保が重要な課題となっています。

基本的な方向性

社会が成熟化し、人口減少が進行する中で、全ての人々が安心して働き、そして共に暮らすことができる社会の実現が求められていることから、それらに対応した労働環境が求められています。

そこで、社会経済情勢の変化に対応した労働環境を築くため、雇用環境の改善として、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 就労機会の確保

人々のライフスタイルが多様化する中で、労働市場における需給のミスマッチが重要な問題となっています。

そこで、労働市場の需給のミスマッチを解消するために、需要と供給の調整機能の充実を図るとともに、市内の雇用創出を行い就労機会の確保を図ります。

(2) 高齢者、障がい者の就労機会の確保

少子化及び高齢化が進行し、労働力人口が減少する中で、高齢者の豊富な経験と知識を活用することが求められているとともに、共生社会の実現に向けて障がい者の雇用の確保が重要となります。

そこで、高齢者や障がい者の自立を支援し、ともに地域を支える共生社会の実現を目指す観点から、就労機会の確保を推進します。

(3) 女性の労働環境の向上

男女共同参画やより開かれた地域社会の実現といった観点から、女性の多様な働き方やライフスタイルを可能にする社会の実現が求められています。

そこで、女性の就労と家庭生活等を両立することができる労働環境の実現に向けて、労働形態を自分の意思で選択できるように家族や地域からもサポートできる体制づくりを推進します。

(4) 勤労者の生活安定

雇用は、言うまでも無く、その地域に定住を志向する上で、非常に重要な要素となります。

そこで、勤労者が、本市で安心して働き暮らすことができるように、安定した生活環境を下支えする生活に係る資金の融資に協力するなど、勤労者に対する支援を行います。



心豊かな人を育むまちづくり

第1節— 地域社会の発展の礎を築く
教育の振興

第2節— 新しい時代の
社会教育の充実と活性化

第3節— 文化の振興と郷土への誇り

第4節— スポーツの振興と新たな役割

第5節— 国際交流・広域連携

第1節

地域社会の発展の礎を築く 教育の振興

現況と課題

地方教育行政のあり方については、近年、二つの大きな転機がありました。第一には、平成10年における中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方について」の提言です。これは、平成12年の地方分権一括法の施行に先立ち、教育行政における各種地方分権化への取組を示しました。第二は、戦後、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされたことです。

そして、これを受けて、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法のいわゆる教育三法が改正され、平成20年4月1日に施行されました。

－教育行政における地方分権化－

まず、他の政策分野に先駆けて、平成10年における中央教育審議会の答申によって、従来まで不明確であった、国と地方公共団体との関係と役割分担のあり方が示されました。この答申によれば、国の役割とは、学校教育法をはじめとする基本的な教育制度の枠組や学習指導要領等の全国的な基準を設定することとされています。これに対し、市町村の役割としては、施設等機関の設置や文化振興をはじめとした社会教育事業の実施等が定められています。つまり、教育行政の分野の分権改革において、政策立案機能は中央政府に、執行機能は地方公共団体という基準に沿った役割分担がなされたと言えます。

この役割分担とあわせて重要であるのは、この分権化への取組が、単に中央－地方といった行政機関だけに留まらず、地域住民の教育行政への参

加や協力が求められていることです。これによって教育行政は、中央－地方－住民といった垂直的なガバナンス（統治）ではなく、中央・地方・住民の協働に基づく水平的なガバナンスを一層重視していると言えます。

－教育基本法の改正－

次に、制定から約60年を経て改正された教育基本法については、新しい時代に向けた教育の基本理念が示されました。この前文に規定されている基本理念においては、従来の教育基本法における「個人の尊厳」が重んじられるとともに、新たに「公共の精神」の尊重、「豊かな人間性と創造性」そして「伝統の継承」が規定されました。

さらに重要なことは、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するとする「家庭教育」や、教育に関し「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」に努めるべきであるという条文が盛り込まれたことで、教育における家庭の責任と地域社会等との相互の連携協力がわが国の教育行政の方向性として明記されたことです。

－教育行政において本市に求められること－

教育行政を取り巻く大きな状況の変化の中で、市町村が第一義的な責任を持つ小中学校等の設置・運営について、今まで以上に責任ある行動が求められているとともに、地域住民との協働を図り、さらなる地域性を発揮することが求められています。

このような中で、本市が設置・運営する学校教育法に定める施設である小中学校、幼稚園の現況

は図表1－2のとおりですが、近年の少子化傾向による児童数、生徒数等の減少に対して本市が主体的に対応する上で、小中学校の規模の適正化や通学区域の設定等の幅広い課題について、本市の地域性を反映・発揮しながら、地域住民とともに今後のあり方を検討していく必要があります。

さらに、このような制度面における取組だけでなく教育内容についても、社会経済環境の変化が激しい中で、学習指導要領の方針等に即しつつも、確かな学力や豊かな人間性等、子どもたちの生きる力を育む本市ならではの教育を推進していくことが求められています。

－高等教育等の振興－

そして、高等教育機関等については、改正された教育基本法第17条を受けて策定された国の「教育振興基本計画」の基本的方向等において、国公立大学等の連携等を通じた地域振興といった社会貢献を支援することが明記されました。

このことは、国の視点からは、世界に通じる教育研究拠点を形成することに比重が置かれていますが、若者の人口減少が激しい地方都市においては、若者の流入が期待されるだけでなく、地域への良質な人材の供給や高等教育機関等を中心としたにぎわいの創出等の地域振興が期待されています。

－近年求められる青少年健全育成－

また、教育の振興にとって、学力の向上や規範意識の醸成等に取り組む学校教育の充実と並んで、いじめや非行の防止等の児童・生徒の健全育成が重要な課題となっています。特に、近年、情報化社会の進展により、情報関連技術を用いたいじめの発生や、いわゆるインターネット犯罪に巻き込まれるなど、目に見えない形で問題行動が発生している傾向があります。

そのため、従来までの目に見える形の問題行動

への取組とあわせて、家庭や地域社会そして学校が一体となって、青少年の健全育成を一層推進していくことが求められています。

● 図表 1-1 教育基本法及び教育振興基本計画の概要

教育基本法

(平成18年法律第120号)

【前 文】

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

【新設された主な条文】

○教育の目標

今日重要と考えられる事柄を5つに整理して「教育の目標」を規定。

○大学

大学の役割や、自主性・自律性等の大学の特性が尊重されるべきことを規定。

○私立学校

私立学校の自主性を尊重しつつ、国・地方公共団体が私学助成等の振興に努めるべきことを規定。

○家庭教育

保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること、及び、国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定。

○学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

学校、家庭、地域住民など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力を努めるべきことを規定。

○教育振興基本計画

国・地方公共団体が総合的かつ計画的に教育施策を推進するための基本計画を定めることについて規定。

教育振興基本計画

(平成20年7月1日閣議決定)

○基本的方向1：社会全体で教育の向上に取り組む。

誰もが、身近な場所で、地域ぐるみの子育て支援や教育支援を受けたり、参加したりすることができるようにする。

○基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。

世界トップの学力水準を目指すとともに、規範意識、生命の尊重等を培い、法やルールを遵守し、適切に行動できる人間を育成する。

○基本的方向3：教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。

国際的な競争力・存在感を備える教育研究拠点を各分野において形成することを目指し、大学の連携等を通じた地域振興への貢献を支援する。

○基本的方向4：子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

安全・安心な教育環境の整備や教育の機会均等の確保を図る。

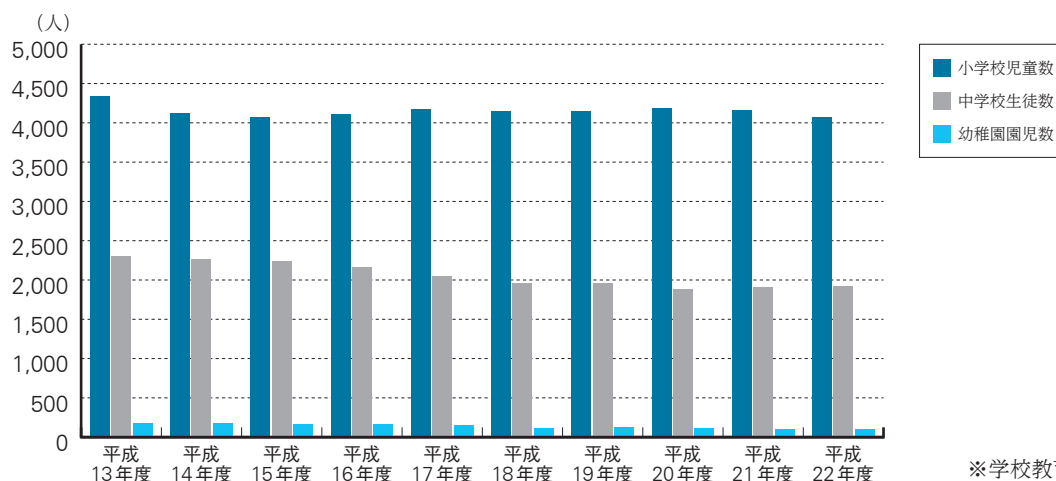
● 図表 1-2 本市の小中学校、幼稚園の状況

平成22年5月1日現在

名 称		児童・生徒数	学 級 数	教職員数	備 考
小 学 校	敦 賀 西 小 学 校	274	12	19	
	敦 賀 南 小 学 校	430	14	23	
	敦 賀 北 小 学 校	210	7	14	
	松 原 小 学 校	493	18	26	
	中 央 小 学 校	612	19	31	
	杵 見 小 学 校	115	6	11	
	常 宮 小 学 校	15	3	6	
	西 浦 小 学 校	12	3	6	中 学 校 併 設
	東 浦 小 学 校	29	4	7	中 学 校 併 設
	赤 崎 小 学 校	16	3	6	
	咸 新 小 学 校	113	7	12	
	中 郷 小 学 校	442	14	21	
	栗 野 小 学 校	588	19	29	
	栗 野 南 小 学 校	574	19	30	
	黒 河 小 学 校	146	6	12	
小 学 校 計		4,069	154	253	
中 学 校	気 比 中 学 校	455	15	30	
	角 鹿 中 学 校	195	9	19	
	松 陵 中 学 校	587	20	38	
	西 浦 中 学 校	10	3	7	小 学 校 併 設
	東 浦 中 学 校	12	3	7	小 学 校 併 設
	栗 野 中 学 校	663	23	42	
	中 学 校 計		1,922	73	143
幼 稚 園	敦 賀 北 幼 稚 園	24	2	5	
	松 陵 幼 稚 園	80	4	8	
	幼 稚 園 計		104	6	13

※出典：平成22年度敦賀市学校要覧

区 分	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
小学校児童数	4,341	4,123	4,072	4,103	4,173	4,152	4,142	4,185	4,165	4,069
中学校生徒数	2,307	2,267	2,235	2,165	2,041	1,955	1,962	1,878	1,906	1,922
幼稚園園児数	171	173	165	167	144	118	121	117	104	104



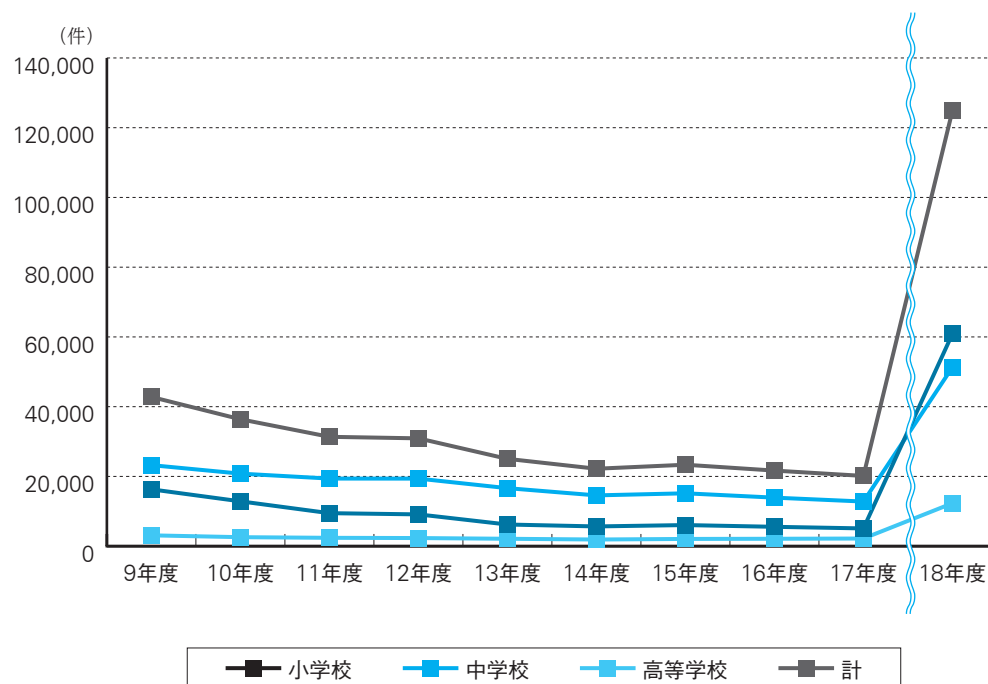
● 図表 1-3 敦賀短期大学在学生の状況（各年5月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
日 本 史	81	66	54	46	44	25	5	2	—	—
経 営	48	76	116	118	109	46	3	—	—	—
地 域 総 合	—	—	—	—	—	83	143	164	153	169
学生数 計	129	142	170	164	153	154	151	166	153	169

※政策推進課

● 図表1-4 わが国のいじめの認知（発生）件数の推移



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
小 学 校	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087	60,897
中 学 校	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794	51,310
高 等 学 校	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191	12,307
特殊教育諸学校	159	161	123	106	77	78	71	84	71	384
計	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143	124,898

注) 1. 平成18年度からは、公立学校に加えて、国・私立学校も調査。
 2. 平成18年度からは、いじめの定義を見直すなど調査方法等を改めている。
 3. 平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。

※出典：文部科学省「平成19年度 文部科学白書」

基本的な方向性

近年、わが国の教育行政は、「地方分権化への取組」、「教育基本法の改正」といった大きな転機を迎えました。これによって、地方教育行政において家庭と地域社会等との相互の連携協力が求められています。

そこで、本市の教育の振興において、責任と協働そして地域をキーワードとして、基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 幼稚園教育の充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる非常に重要な時期であるため、きめ細やかな教育環境が必要となるとともに、保護者との密接な関係構築が重要になります。

そこで、保護者をはじめとした地域とのつながりを重視した魅力ある幼稚園を目指します。

(2) 義務教育の充実

義務教育は、社会の構成員として必要とされる基本的な資質を養う非常に重要な政策分野であることから、その推進に向けては、行政だけでなく、保護者を中心とした地域住民との協働が一層求められています。

そこで、快適な教育環境の創出といった学校設備・施設の充実はもちろんのこと、今後の学校のあり方や政策決定に地域住民の意向を十分反映させるとともに、地域ぐるみで確かな学力の形成と郷土愛の醸成を目指す本市独自の教育を着実に実施していきます。

(3) 高等教育等の充実

高等教育等の充実は、わが国全体としては、産業立国としての技術水準の向上等につながる非常に重要な取組であるだけでなく、地域の中で見た場合、優秀な人材の供給や若年層の人口流出を流入に転換するといった効果が期待されます。

そこで、高等教育機関等の整備をはじめとし

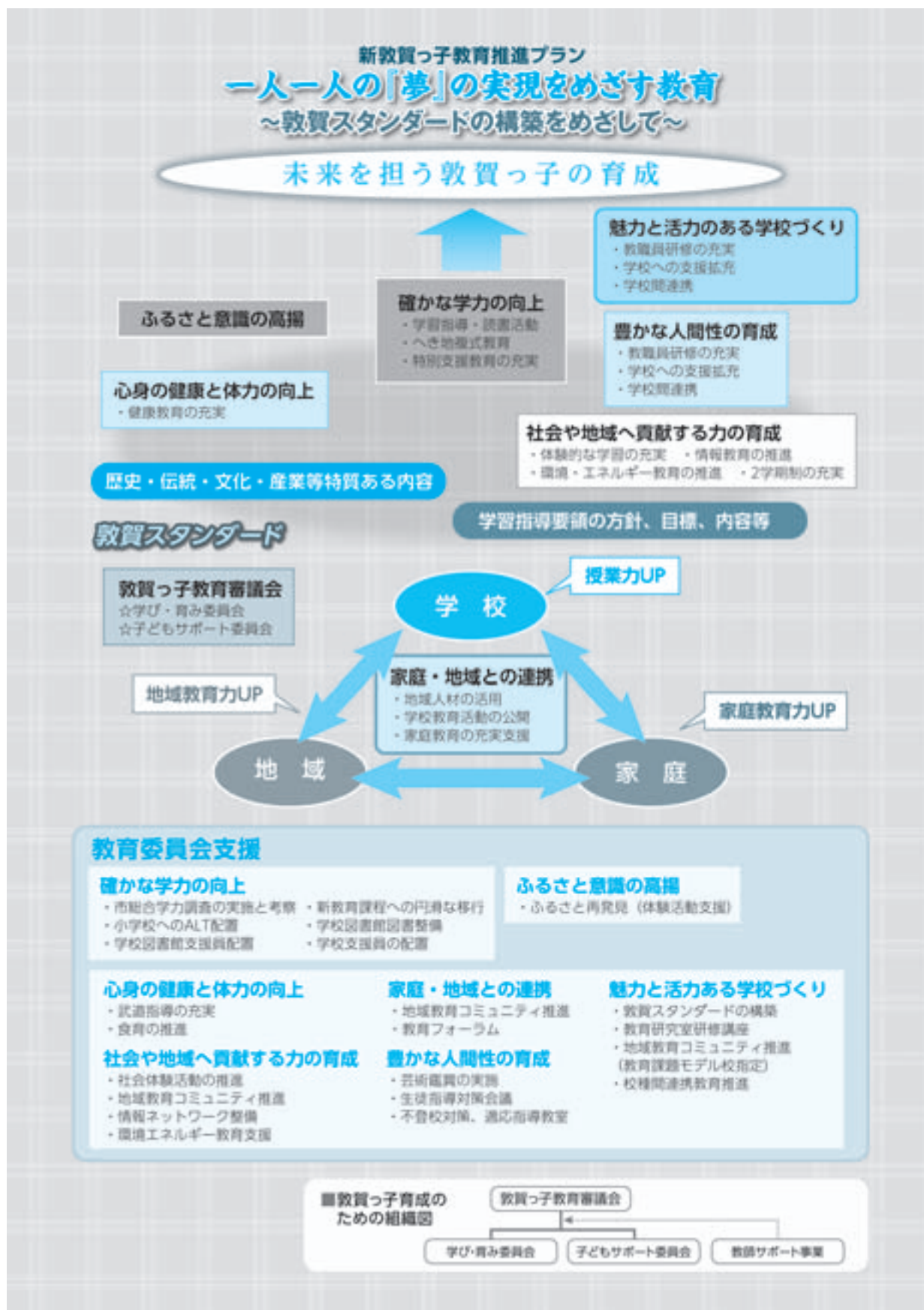
た教育環境の向上により、良質な人材の育成を行うことによる地域の産業基盤の充実や若年層の定住・流入を図るとともに、高等教育機関等を中心とする都市のにぎわいの創出を推進します。

(4) 青少年の健全育成

都市化の進展による核家族化や共働き世帯の増加、そして情報関連技術の発達といった青少年を取り巻く環境の変化によって、その問題行動が表面化しにくい傾向にあります。

そこで、本市の基礎自治体としての地域性を発揮して、これまで以上に地域や青少年育成団体等における活動を支援し、協力することで、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成に努めます。

● 図表 1-5 新敦賀っ子教育推進プラン ～敦賀スタンダードの構築をめざして～



第2節

新しい時代の社会教育の
充実と活性化

現況と課題

社会の成熟化に伴い、人々の学習意欲は高まっており、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を活かすことができる環境が求められています。

また、急速な高齢化の中で、高齢者が充実した生活を送るために、その自己研鑽意欲に応えることができる環境に対する需要は一層増加していると考えられます。

－社会教育の拠点としての役割－

このような需要に応える社会教育の拠点として中核的な役割を果たすのが、公民館や図書館等の社会教育施設です。

また、核家族化等によって地域のコミュニティのつながりが希薄化する中で、近年、社会教育施設には、この他に次の二つの重要な役割を果たすことが求められています。

－地域のつながりを再生する拠点としての役割－

近年、社会教育施設に求められる、一つ目の役割は、地域のつながりを再生する拠点としての役割です。特に公民館は、あらゆる公共施設の中で、最も市民に開かれた場であると言えます。その目的は、社会教育法によれば教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等であり、これまで、その目的を達成するために、公民館において学術及び文化に関する各種事業を実施してきました。

しかし、近年の核家族化の進行や高齢者単身世帯等の増加が見られる中で、地域のつながりを再生するきっかけとして、公民館に人々が集うとい

う手段それ自体が意義のあるものとなっています。

－地域ぐるみでの教育を推進する拠点としての役割－

二つ目の役割は、社会教育だけでなく、学校教育も内包した生涯教育全体における、地域との協働の拠点としての役割です。改正された教育基本法等によるまでもなく、学校教育等において地域住民と連携した取組が重視されています。このことから、公民館や図書館といった施設は地域住民に最も身近な公共施設として、行政や保護者、そして地域住民が主体となって、地域ぐるみで教育を推進していく拠点としての役割が期待されています。

このような公民館や図書館等の社会教育施設が求められる役割を十分に発揮するためには、ハード・ソフト両面の一体となった取組によって、施設それ自体の利便性や魅力の向上を図ることはもちろんのこと、「いつでも、誰でも」入りやすい環境の整備が非常に重要となっています。

基本的な方向性

誰でも、自らを高めることのできる場が求められている中で、市民に最も身近な社会教育施設である公民館や図書館等の役割が重視されており、特に近年、社会教育の場としてだけでなく、地域のつながりを再生する場や地域ぐるみで教育を支える協働の拠点といった多様な役割が求められています。

そこで、本市の社会教育の充実と活性化に向けて、次の基本的な方向性を定めます。

(1) 社会教育の充実

生涯学習をはじめとする社会教育に対する需要を満たすために、経年による劣化がみられる公民館やプラザ萬象等の施設について、地域住民の意向を十分に反映した整備を行うとともに、学習ニーズに応じた各種講座を開催していきます。



中郷公民館

(2) 利用しやすい環境の創出

公民館や図書館等の社会教育施設は、社会教育の拠点に留まるものではなく、地域のつながりの再生や学校教育等を地域ぐるみで支える協働の拠点としての多面的な役割が期待されていることから、これらの社会教育施設が市民に利用しやすい場であることが必要となります。

そこで、公民館においては、住民ニーズに即した新規講座の開設による利用対象者層の拡大を図るとともに、公民館職員の資質向上等により、「いつでも、誰でも」入りやすく、利用しやすい環境を創出するように努めます。

また、特に図書館は、連日、多くの子ども達や読書愛好家が利用する本市の中心的な学習施設として機能しています。今後、より広い市民の方々に気軽に学習する機会を提供するため、幼稚園、学校、保育園等への定期的な図書の貸出しや、ストーリーテリング等のボランティア活動を通して、幅広い年齢層の読書環境づくりを目指します。



市立図書館



プラザ萬象

● 図表2-1 公民館利用状況

(単位：人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生涯学習センター	15,852	13,426	9,230	11,803	14,817
東 浦 公 民 館	5,767	6,503	5,209	5,044	4,223
北 公 民 館	13,816	16,362	16,588	16,324	15,210
南 公 民 館	9,833	12,195	11,770	11,387	10,345
西 公 民 館	36,413	36,794	33,602	30,484	29,181
東 郷 公 民 館	24,427	25,350	27,596	26,444	30,436
中 郷 公 民 館	16,118	16,967	16,356	14,354	12,285
愛 発 公 民 館	2,589	2,912	2,864	4,948	9,843
栗 野 公 民 館	39,320	48,368	59,474	56,183	59,123
松 原 公 民 館	18,839	24,815	23,038	19,990	23,787
計	182,974	203,692	205,727	196,961	209,250

※生涯学習課

● 図表2-2 図書館利用状況

(単位：日、冊、人)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
開 館 日 数	275	276	276	278	277
1日平均貸出冊数	926	1,039	1,091	1,116	1,135
延べ貸出冊数	254,782	286,660	300,985	310,249	314,429
一日平均利用者数	540	550	554	571	654
延べ利用者数	148,634	151,770	152,946	158,846	181,274
蔵 書 数	212,222	216,896	220,822	225,555	229,257

※市立図書館

● 図表2-3 プラザ萬象利用状況

(単位：人、件)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利 用 者 人 数	107,351	83,573	107,025	93,999	85,777
利 用 件 数	1,460	1,591	1,643	1,646	1,645

※プラザ萬象

第3節

文化の振興と郷土への誇り

現況と課題

－市民文化－

市民と共にあり、地域に根ざす基礎自治体である本市にとって、振興し、後世に守り伝えていくべき文化とは、本市が歩んできた歴史の中で形成された多様で豊かな歴史文化遺産はもとより、連綿と続く歴史の上に積み重ねられた慣習や習俗までも含む市民の生活そのものであると言えます。

ここでは、このような市民の生活に根ざした幅広い文化を「市民文化」と表現するとともに、市民を担い手として、日々の生活の中で自然に育まれ生み出されていくものであるという視点を重視します。

そこで、このような敦賀の「市民文化」を振興していくためには、次の三つの課題に取り組んでいく必要があります。

－市民の文化意識の啓発・向上－

第一の課題は、「市民文化」の形成主体であり、文化を理解し文化を生み出す担い手である市民に対して、文化に対する意識を育んでいくことです。もし、市民の文化に対する意識が低ければ、守り伝えられた文化を損ない、あるいは、せっかく形づくられようとしている「市民文化」の芽を摘むことにもなりかねません。

そのため、「市民文化」を振興していく上で、市民の文化に対する意識を育むことが重要となります。

－「市民文化」の形成・発信、定着・保存－

第二の課題は、文化意識を育む上で、様々な文化に接することができ、芽生えた文化意識をもって新たな文化を形成・発信し、定着・保存するこ

とができる活動拠点等を整えていくことです。

本市においては、「市民文化」の形成・発信、定着・保存の活動拠点として、博物館や山車会館、そして市民文化センター等があります。これらの施設の機能維持・向上を図るだけでなく、その活用策においても学校教育や観光振興といった他の政策分野との連携を図ることで、市民の一層の文化意識の向上とともに、心の豊かさを育むことができると考えられます。

－歴史文化遺産等の次世代への継承－

最後の課題は、地域における先人の営みを知り、地域の歴史を正しく理解することで、より豊かに未来を展望するために、本市に数多く存在する有形・無形の歴史文化遺産等を世代を越えた貴重な共有財産として、確実に後世に継承していくことです。

このため、氣比神宮や西福寺といった文化財を保全するとともに、地域の伝統行事等の無形の文化財の保存を支援していくことが必要となります。

－文化に身近にふれあえる魅力あるまちと心豊かな市民性－

これらの「市民文化」における課題の達成と振興を通じて、文化に身近にふれあえる環境を整えることで、郷土である敦賀に対する誇りと愛着が育まれることが期待されます。

そして、このことが魅力ある敦賀を創造するだけでなく、本市が国内外の交流拠点として、多様な文化を受け入れることができる、心豊かで品格のある市民性の源となると考えられます。

基本的な方向性

文化は、市民一人ひとりが担っていくものです。地域に根ざした文化行政の役割は、歴史や伝統文化の継承、文化財の保存に努めるのみならず、市民の日々の生活の積み重ねの中で培ってきた慣習や習俗を含む、包括的な「市民文化」の形成を支援することで、市民一人ひとりの郷土への誇りと心豊かな市民性の醸成につなげていくことです。

そこで、文化の振興等の基本的な方向性として、次のことを定めます。

(1) 意識の向上

「市民文化」の振興のためには、市民一人ひとりの文化に対する意識の向上が重要となります。

そのため、地区の伝統行事の支援や博物館での展示会の充実、そして市民文化センターでの音楽・芸術鑑賞を通じて、市民が文化に身近に触れる機会を増やすことで、市民の文化意識の向上を図ります。

(2) 活動拠点の整備・拡充

「市民文化」の形成・発信、定着・保存の場として、市民文化センターにおいて舞台設備・施設等の整備改修を行うとともに、山車会館の利便性向上のための環境整備等を行います。

特に、本市の「市民文化」の活動拠点の中核の一つとなる博物館については、市民の共有財産である館蔵品を適切に保存できるよう博物館収蔵庫を整備し、福井県指定文化財である博物館建物（旧大和田銀行本店）の修復を行うことで、博物館機能と文化財建造物との両立を図っていきます。

さらに、これらの整備や敦賀市歴史文化資産検討委員会及び敦賀市新博物館建設検討委員会の答申、そして市民のニーズ等を踏まえ、新博物館等今後の博物館のあり方について、市民とともに検討を行っていきます。

(3) 文化財等の保護

本市には、氣比神宮の大鳥居、気比の松原、西福寺阿弥陀堂等の文化財をはじめ、人々の生活の中で育まれた習慣や伝統行事等の有形無形の歴史文化遺産が存在します。これらは、本市の豊かな自然環境と同じく私たちの共有の貴重な財産であり、次世代に確実に継承する義務があります。

そこで、中郷古墳群をはじめとした古代歴史文化遺産の整備・活用、山車水引幕の復元新調、柴田氏庭園・西福寺・高德寺等の保存修理等をはじめとした文化財の保護を行います。



市立博物館



● 図表3-1 市立博物館及びみなとつるが山車会館の利用状況

(単位：日、人)

区	分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
博物館	開館日数	293	284	300	291	292	291	291	293	290	292
	入館者数	7,850	8,125	8,105	8,113	8,893	8,905	13,702	9,857	8,071	9,837

※市立博物館

(単位：日、人)

区	分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
山車会館	開館日数	302	300	300	294	296	300	300	300	296	293
	入館者数	7,968	8,193	9,610	7,678	8,933	8,100	9,952	9,041	6,643	6,730

※文化振興課

● 図表3-2 市民文化センターの利用状況

(単位：回、人)

区	分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
利用回数		152	295	277	290	349	355	423	434	390	360
利用者数		31,157	52,892	48,339	40,985	49,569	43,268	43,208	41,716	45,948	45,764

※市民文化センター



みなとつるが山車会館



市民文化センター

第4節

スポーツの振興と新たな役割

現況と課題

スポーツは、人間の身体的・精神的な欲求に応える人類共通の文化の一つです。スポーツが市民の心身両面に与える影響は大きく、明るい地域社会を築く上でも、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、大きな意義のあるものです。

ただし、現在、わが国全体として、これまでの経済成長による都市化の進展や、核家族化を背景としたわが国で伝統的に育まれてきた地域コミュニティの衰退、そして急速な高齢化の進行といった急激な社会経済環境の変化の中で、スポーツへの取組は、文化といった側面だけでは捉えることができない次の重要な役割が期待されています。

－生きがいづくり、健康づくり－

第一に、急速な高齢化の進行や健康増進が注目を集める中、生き生きとした人生を送る上で、生きがいづくりや健康づくりといった観点から、スポーツへの取組が重視されています。

特に、健康づくりのためのスポーツ振興は、メタボリック・シンドロームの疾病概念に基づいて、各保険者による健康検査と特定健康指導が実施されることとなったことを背景として、一層の充実が期待されていると言えます。

－競技スポーツの振興とスポーツへの関心－

第二に、競技としてのスポーツの振興が求められます。近年、国際的な舞台で、わが国のスポーツ選手が活躍する機会が増加しています。このような競技スポーツにおける盛り上がりは、スポーツそのものへの関心を高めることにつながります。

このことから、市民のスポーツへの関心を高めるためにも、全国的規模の大会に出場する優秀選手、団体への支援や各種大会の開催誘致等といった競技力の向上を図るスポーツ振興が求められます。

－人と人とのつながりの再生－

第三に、地域のつながり、地域コミュニティが衰退する中で、たとえ、地域といった共通項を有していなくても、スポーツへの取組を通じて、人と人とのつながりを再生することが期待されます。

このようなことから、今日的にスポーツの振興策として、従来までの競技スポーツの振興等といった役割に加えて、高齢者の生きがいづくり、市民の健康増進、地域のつながりの再生をはじめとした多様な役割を果たすことが求められています。



敦賀マラソン大会

基本的な方向性

地域のつながりの希薄化、急速な高齢化、健康増進への関心の高まりの中で、これまでの競技スポーツ主体の取組に加えて、生きがいきづくり、市民の健康増進、人と人とのつながりの再生という多様な役割が期待されています。

そこで、本市のスポーツの振興として、次のとおり基本的な方向性を定めます。

(1) 生きがいきづくり、健康づくりとしてのスポーツの振興

急速な高齢化の中で、生きがいきづくりや健康づくりといった観点から、スポーツへの取組が重視されています。

そこで、幅広い年代の人々、取組みたい種目、技術レベルなどの多様なニーズに対応し、かつ気軽に取組むことができる総合型地域スポーツの普及振興をはじめとして、生活の中でスポーツに取組むことが生きがいや健康増進につながるようなスポーツ振興を推進します。

(2) 競技スポーツの振興

自らの能力と技術の限界に挑む競技スポーツは、多くの人々に夢や感動を与えるとともに、スポーツそのものへの関心を高めます。

そこで、指導者等の資質向上や素質ある選手等の発掘と育成を支援し、競技レベルの向上を図ります。

(3) 人々のつながりを再生するスポーツ交流の推進

核家族化の進行等により、地域のつながりが希薄化する中で、スポーツへの取組には、人と人とのつながりを再生する役割が期待されています。

そこで、スポーツによる人々のつながりの再生を促すため、各種スポーツ教室・大会の開催等によって、スポーツを通じた市民の自発的な交流を推進していきます。

(4) スポーツ施設の整備

今日的に、様々な役割が期待されるスポーツについて、市民が自発的に取組むことができる基盤が整っていることが求められています。

そこで、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツに取組むことができるように、運動公園の陸上競技場の改修をはじめとして、市民のニーズに応じたスポーツ施設の整備を実施します。

● 図表4 スポーツ施設の利用状況

(単位：人)

区 分	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
市 立 体 育 館	29,462	38,873	19,345	37,795	33,063	26,554	30,141	30,896	32,538	36,220
東 浦 体 育 館	2,379	1,860	2,045	2,047	1,961	1,819	2,019	2,082	2,143	2,579
金 山 体 育 館	7,638	8,104	6,784	9,278	9,922	10,537	8,150	6,469	7,300	7,526
中 郷 体 育 館	37,180	46,414	43,597	46,307	47,311	49,710	42,776	51,317	46,060	40,560
市 営 野 球 場	9,952	11,483	7,365	10,389	9,567	10,809	9,564	9,768	10,573	10,429
栗 野 ス ポ ー ツ セ ン ター	34,681	37,314	32,870	33,944	34,735	32,694	24,509	34,710	34,948	34,736
花 城 テ ニ ス コー	10,916	8,398	10,744	11,234	12,146	12,050	10,336	11,486	12,397	11,222
き ら め き ス タ ジ ュ ム	16,924	16,150	17,701	14,713	15,060	18,810	19,182	14,831	15,891	15,945
市 営 プ ー ル (花城、桜ヶ丘、愛発)	7,545	6,452	2,611	3,379	5,404	6,003	3,688	2,454	2,938	3,113
松 原 運 動 場	4,644	4,375	4,185	4,947	1,723	1,887	1,605	584	2,631	1,343
天 筒 球 技 場	12,769	10,134	17,980	23,760	19,230	—	—	—	—	—
総 合 運 動 公 園	215,054	223,574	223,324	241,564	232,008	251,018	265,825	237,771	229,344	202,936
武 道 館	20,400	21,634	23,217	21,837	22,830	24,260	24,180	24,376	21,561	23,056
計	409,544	434,765	411,768	461,194	444,960	446,151	441,975	426,744	418,324	389,665

※スポーツ振興課

第5節

国際交流・広域連携

現況と課題

－国内外の異文化交流の場としての敦賀－

本市は、日本海と京阪神・中京等を結ぶ交通の結節点として重要な地位を占め、特に近代以降、敦賀港による外航貿易を中心とした物流の中継地として発展し、往時には、敦賀港が大陸ヨーロッパとわが国を結ぶ窓口として、国際都市としての繁栄期を迎えました。

この発展過程の中で、本市は、様々な人々や文化が流入することで、異文化交流の場としての特性を有することとなりました。そして、現在、中国をはじめとする東アジア地域等の経済的発展と、国土形成計画をはじめとする国策上における本市及び敦賀港の位置づけなどから、経済的なつながりだけでなく本市が異文化交流の場として機能することが期待されています。

－多文化共生社会としての敦賀－

これまで以上に、様々な文化がふれあう港まちとして多文化が共生する魅力あふれる敦賀を築いていくためには、本市を中心として国外の様々な文化を受け入れることができる環境を築いていくことが求められています。

そのため、韓国東海市、ロシアナホトカ市、中国台州市といった姉妹都市をはじめとした国外の地域と、文化・スポーツ・教育等を通じて、相互の理解を深める交流事業を促進することが一層重要となります。

－広域連携拠点としての敦賀－

また、本市の立地特性は、国際都市としての発展だけでなく、国内においては嶺南地方と嶺北地

方そして京阪神・中京大都市圏を結ぶ広域的な地域の連携の中心拠点となり得る可能性を備えています。そして、この可能性は、平成18年度のJR直流化開業を端緒とし、舞鶴若狭自動車道の開通といった新たな広域交通網の変革期を迎えている現在、ますます増大していると考えられます。

また、急速な高齢化や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、これまでのように経済的・文化的な交流の促進だけでなく、防災をはじめとした多様な分野において、広域連携の重要性が一層高まっている状況にあります。

このことから、これまでのように国内の姉妹都市等との交流を促進することはもちろんのこと、本市が中心拠点となり得る周辺地域、特に嶺南地方等との広域連携について、市民の意思を十分に尊重することを前提として、取組を進めていく必要があります。

基本的な方向性

本市は、国際港である敦賀港を起点として、わが国と東アジア地域をはじめとする諸外国とを結ぶだけでなく、国内にあっては、嶺南地方と嶺北地方そして京阪神・中京大都市圏を結ぶ広域的な地域の連携の中心拠点となり得る可能性を備えています。

そこで、本市の特徴的な立地特性を背景とした国際交流及び国内の広域連携について、次のことを基本的な方向性とします。

(1) 国際交流の促進

現在、東アジア地域等が目覚しい経済的発展をしている中で、これらの地域と経済的なつながりだけでなく、相互理解を深めることが一層重要となります。

そのため、文化的な活動をはじめとした国際交流活動を促進していきます。

この活動を通じて、様々な文化を受け入れることができる環境を創出するとともに、教育文化の側面だけでなく産業分野をはじめとする様々な分野での交流促進と関係構築を図っていきます。

(2) 広域連携の強化

現在、急速な高齢化や平成23年3月11日に発生した東日本大震災を背景として、経済的・文化的な交流に留まらず、多様な分野において広域的な連携による取組が求められています。

そこで、国内の姉妹都市等との青少年の相互訪問をはじめとした交流の促進だけでなく、福祉や医療、そして防災分野等の市域を超えた共通する課題に対処するために、市民の意思を十分に尊重することを前提として、慎重な議論の上で、広域的な連携を強化していきます。



ナホトカ市児童親善使節団との交流



市民とともに進めるまちづくり

第1節— 地方分権

第2節— 多様な担い手と より開かれた地域社会の実現

第3節— 効率的な行政と 行政サービスの向上

第1節

地方分権

現況と課題

－これまでの地方分権化の流れ－

平成12年度に地方分権一括法が施行され、機関委任事務の廃止や法による国や都道府県の関与が定められるなど、戦前から連綿と受け継がれてきた中央集権型の行政形態を変える、いわゆる地方分権化の動きが急速に盛り上がりを見せました。この中でも特に機関委任事務の廃止は、地方公共団体の自主性を確保する上で、最も重要な改革であったと言えます。

しかし、この分権改革は、権限移譲に留まるものであったため、「未完の改革」と言われました。なぜなら、権限が拡大しても、その執行を賄う財政的な側面において、国の強力な関与が残されていたため、実質的に地方公共団体の主体性が損なわれていたからです。

このため行われたのが、三位一体の改革です。これは、税財源、国庫補助金負担金、地方交付税を一体的に改革して、地方公共団体に権限移譲に見合った財源の確保を目的とするものでした。この結果、所得税と住民税の税率を変更することにより、約3兆円の税源移譲が行われたものの、地方交付税が大幅に削減されるとともに、国庫補助金負担金についても廃止は一部に留まるなど、地方公共団体の財政的自立を確保するには不十分な結果となったと言わざるを得ないものでした。

－地方分権化の中で、地方公共団体に求められること－

そして、現在、以上の取組を第一次分権改革、つまり分権改革の一里塚とし、平成19年度に地方分権改革推進法が施行されるなど、分権化の動

きが加速しています。

このような中で、実際にどのような分権改革が実行されるかについては、今後の動きを注視する必要がありますが、特に分権改革の中心である本市のような基礎自治体において、その権限の増大とともに、それに相応するこれまで以上の重い責任を担うこととなるため、一層の自律的な運営が求められることとなります。

基本的な方向性

国と地方の行政形態を変える地方分権への動きが加速している中で、特に、分権改革の中心となる本市のような基礎自治体は、市民に対して、今まで以上の重い責任を担うこととなります。

そこで、加速する地方分権化に対応するため、基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 説明責任（アカウンタビリティ）の充実

説明責任とは、法的強制力を伴って、自らの行為の結果や行おうとすることについて自ら説明（account）する能力（ability）のことを言いますが、基礎自治体における地方分権化の流れが加速する中で、本市は、市民に対して、これまで以上の責任を担うことになります。

そこで、市民が市政や地域の状況について十分把握し、それによって市民一人ひとりが市政の担い手としての自律的な意識を育むことができるように、より分かりやすい行政資料等の公表に努めます。

(2) 応答性（レスポンスビリティ）の重視

応答性とは、法的強制力がほとんど伴わないものの、主権者である市民が何を望んでいるかを予見し、それに応答（response）する能力（ability）のことを言います。分権改革による権限の拡大により、基礎自治体の自己決定・自己責任が増大する傾向にあります。このような中で、基礎自治体には、説明責任のような法的強制力を伴った受動的な責任だけでなく、市民が何を望んでいるかを把握し、自主的にそれに対応する能動的な責任を果たすことが求められています。

そこで、高い自己決定能力を涵養するために、職員の政策立案能力を養成し、市民の行政ニーズに基づく施策の展開に努めます。



敦賀市議会

第2節

多様な担い手と より開かれた地域社会の実現

現況と課題

－これまでの公共の担い手－

わが国においては、伝統的に、地域の公共的なサービスの提供や運営に関して、第一義的に地域のコミュニティがその役割を果たしてきました。しかし、戦後の高度成長とその後の安定的な成長を背景に、地方部においても都市化が進行し、ライフスタイルの多様化や核家族化等により、わが国の伝統的な地域コミュニティの衰退を招き、それらが担っていた機能について、行政への移行が進んできました。

その結果、行政サービスそれ自体の充実といった背景もあって、行政の拡大化・肥大化が進行してきたと言えます。

－これからの公共の担い手－

そこで、近年では受益と負担の適正化が求められ、行政の効率化や縮小が社会的な課題となっています。しかし、その一方で、行政だけでは、市民の意識の多様化に伴う様々な公共的な需要に必ずしも十分に対応することができない状況となりつつあります。

このようなことから、地域のコミュニティや行政とともに、公共的サービスの担い手として、NPOやボランティア団体等の市民活動団体、個人の社会的責任に基づく活動が注目されています。

そこで、NPO、市民活動団体等を従来までの地域コミュニティや行政と並ぶ新しい公共的サービスの担い手と捉え、これらと行政等とが有機的に連携する仕組みを構築することが求められています。

基本的な方向性

地域コミュニティの衰退、それを補ってきた行政の規模的な縮小、その一方で、市民の多様な公共的な需要の高まりといった状況から、地域コミュニティや行政と並ぶ新しい公共の担い手として、NPOやボランティア団体をはじめとする市民活動団体等の存在が注目されています。

このような多様な担い手とともに新しい公のかたちを築いていくために、その基本的な方向性を次のとおりとします。

(1) 市民協働のまちづくりの推進

新しい公のかたちの中で、増大する公共的な需要を満たす主体の一翼を担うことが期待されるNPOやボランティア団体等の市民活動団体、個人の活動に対して支援を行います。

そして、これらの団体等と行政・企業が相互にそれぞれの特性・利点等を理解し合い、違いを認め合った中で、共通する課題に対し対等な立場で取組む市民協働のまちづくりを推進します。

(2) より開かれた地域社会の実現

市民協働のまちづくりを進めていく上で、年代や性別の違い、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりがかけがえのない人間として尊重され、自分らしく生きることができると地域社会を築いていくことが重要となります。

そこで、全ての市民が、自らの希望に沿った形で、仕事・家庭・地域生活等の多様な活動を通してあらゆる分野で個性を発揮できる、より開かれた地域社会の実現を目指します。

第3節

効率的な行政と
行政サービスの向上

現況と課題

－行政の守備範囲の拡大とその課題－

戦後以降の行政の歴史は、地域のコミュニティの衰退、社会保障政策をはじめとする各種公共政策の充実、そして市民の行政ニーズの多様化等に対応することから、その役割の範囲及び組織の拡大の歴史であったと言えます。

高度経済成長が終了し、安定的な成長段階に入ったわが国において、拡大した行政の役割や組織の見直しについては、納税をはじめとする負担と行政サービス等による受益の関係、そして効率性の観点から、常に課題とされてきました。

－行政の効率化と増大する公共的な需要への対応－

この課題に対処するため、より大きな国の視点からは、公共部門の民営化や独立行政法人化、そして地方分権化が行われてきたところです。しかし、このような国における行政組織の規模の縮小をはじめとする効率化は、一方で増大する公共的な需要を充足させる必要があるという社会的要請がある中で、地方公共団体の担うべき役割が増大するといった傾向を生んでいます。

このことから国－都道府県－市町村といった複層的な行政形態にあるわが国において、特に市民と身近に接する本市のような基礎自治体は、行政の効率化と増大する公共的な需要への対応という相反する課題を同時に達成することが求められています。

基本的な方向性

行政の効率化と増大する公共的な需要への対応という一面においては相反する課題を同時に達成するために、次のことを基本的な方向性として定めます。

(1) 行政運営の効率化と見直し

行政サービスの直接の提供者である基礎自治体には、行政の効率化を推進する一方で、その質を維持することが求められています。

そこで、行財政における効率化を推進すると同時に、市民に対する直接的なサービスの提供につながらない間接的な作業を見直すなどの簡素化を行うことによって、行政サービスの質の維持を図ります。

(2) 行政サービスの向上と新しい取組

行政サービスを向上させ、かつ行財政の効率化を進めるためには、サービスの提供方法を見直すほかに、先進的な技術を導入するという方法が考えられます。

そこで、情報化を推進することなどにより、新しいサービスの提供や効率の良いサービスの提供を実施していきます。

資料編



資料編

第6次敦賀市総合計画策定経過

年 月 日	経 過	内 容
平成21年 7月10日～29日	総合計画策定に伴う市民意識調査	敦賀市民で、18歳以上の3,000人を無作為抽出
10月14日	第1回第6次敦賀市総合計画策定委員会	基本構想原案等の策定
10月19日	第2回第6次敦賀市総合計画策定委員会	〃
11月 9日	第3回第6次敦賀市総合計画策定委員会	〃
11月20日	第4回第6次敦賀市総合計画策定委員会	〃
平成22年 4月 8日	第1回総合計画審議会	顧問・委員を委嘱 諮問、策定方針等の説明
4月14日	第1回総合計画審議会総合調整部会	基本構想（案）部会別会議
4月23日	第1回総合計画審議会都市基盤部会	〃
4月26日	第1回総合計画審議会産業観光部会	〃
4月27日	第1回総合計画審議会健康福祉・衛生部会 及び教育文化部会	〃
4月28日	第1回総合計画審議会生活環境部会	〃
5月 7日	第1回総合計画審議会行政経営部会	〃
5月13日	第2回総合計画審議会総合調整部会	〃
5月24日	第3回総合計画審議会総合調整部会	〃
6月 7日～27日	基本構想中間報告に係るパブリック・コメント	応募意見35件
6月30日	第2回総合計画審議会都市基盤部会	基本構想（案）等部会別会議
7月 1日	第2回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	〃
7月 2日	第2回総合計画行政経営部会	〃
7月 6日	第2回総合計画審議会産業観光部会及び教育文化部会	〃
7月 7日	第2回総合計画審議会生活環境部会	〃
7月 9日	第3回総合計画審議会都市基盤部会	〃
7月20日	第4回総合計画審議会総合調整部会	基本構想（案）最終調整
8月12日	第2回総合計画審議会	基本構想答申決定

年 月 日	経 過	内 容
平成22年 8月19日	基本構想答申式	基本構想答申
9月30日	第3回総合計画審議会教育文化部会	基本計画（案）部会別会議
10月 4日	第3回総合計画審議会行政経営部会	〃
10月 6日	第4回総合計画審議会都市基盤部会	〃
10月 7日	第3回総合計画審議会産業観光部会	〃
10月12日	第3回総合計画審議会生活環境部会	〃
10月14日	第3回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	〃
11月10日～12月10日	基本計画中間報告に係るパブリック・コメント	応募意見12件
12月17日	平成22年 第4回 敦賀市議会定例会	基本構想議決
平成23年 1月17日	第4回総合計画審議会行政経営部会	基本計画（案）部会別会議
1月18日	第4回総合計画審議会生活環境部会 及び産業観光部会	〃
1月21日	第4回総合計画審議会教育文化部会	〃
1月24日	第5回総合計画審議会都市基盤部会 及び第4回総合計画審議会健康福祉・衛生部会	〃
3月17日	第3回総合計画審議会	東日本大震災を受けて、各部会による継続審議決定
3月29日	第5回総合計画審議会教育文化部会及び 産業観光部会	基本計画（案）等部会別会議
3月30日	第6回総合計画審議会都市基盤部会	〃
3月31日	第5回総合計画審議会行政経営部会及び 健康福祉・衛生部会	〃
4月 1日	第5回総合計画審議会生活環境部会	〃
4月15日	第4回総合計画審議会	基本計画答申決定
4月27日	基本計画答申式	基本計画答申

敦賀市総合計画審議会設置条例

昭和46年7月12日

条例第17号

(設置)

第1条 本市に、敦賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、敦賀市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、企画政策部に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年12月27日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年10月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月31日条例第14号)

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

敦賀市総合計画審議会運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、敦賀市総合計画審議会設置条例(昭和46年敦賀市条例第17号)第9条の規定に基づき、敦賀市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の設置)

第2条 条例第7条の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

- (1) 総合調整部会
- (2) 都市基盤部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 健康福祉・衛生部会
- (5) 産業観光部会
- (6) 教育文化部会
- (7) 行政経営部会

(部会長および副部会長)

第3条 部会に部会長および副部会長を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会の会議は、条例第6条の例による。

(顧 問)

第5条 審議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、審議会の重要事項に関し意見を述べるができる。

(参与および幹事)

第6条 審議会に、審議会の会務を処理するため、参与および幹事若干名を置く。

- 2 参与および幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 参与および幹事は、審議会に出席し、審議事項について説明または意見を述べるができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営の細部に関し必要な事項は、市長がその都度会長と協議し定める。

附 則

この要綱は、昭和55年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

第6次敦賀市総合計画諮問文と答申文

【諮問文】

政 第 6 0 号

平成22年4月8日

敦賀市総合計画審議会

会 長 川上 洋司 殿

敦 賀 市 長 河 瀬 一 治

第6次敦賀市総合計画の策定について（諮問）

地方自治体が、自己決定と自己責任に基づき、明確なビジョンと主体的な意思によって地域に発生する課題に対処することが求められている中で、本市の地域性と発展の可能性を活かし、自立的かつ自律的な発展に基づいた新しい敦賀の創造を推進するため、その指針となる基本構想とその政策の手段に関する基本計画の策定について諮問します。

【答申文 基本構想】

平成22年8月19日

敦賀市長 河瀬 一治 殿

敦賀市総合計画審議会

会 長 川上 洋司

第6次敦賀市総合計画基本構想について（答申）

平成22年4月8日付け政第60号をもって諮問のありましたみだしのことについて、全体会、専門部会において、慎重に審議を重ね、別冊「第6次敦賀市総合計画基本構想」のとおり取りまとめましたので答申します。

また、本構想は、10年間の長期にわたるものであることから、今後予想される激しい社会経済環境の変化に柔軟に対応し、周辺地域との協力と連携を深めながら、市民と行政が一丸となって、「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」の実現に努められるよう要望します。

なお、文書整理等については、一任します。

【答申文 基本計画】

平成23年4月27日

敦賀市長 河瀬 一治 殿

敦賀市総合計画審議会

会 長 川上 洋司

第6次敦賀市総合計画前期基本計画について（答申）

平成22年4月8日付け政第60号をもって諮問のありましたみだしのことについて、全体会、専門部会において、慎重に審議を重ね、平成22年8月19日に答申いたしました「基本構想」に引き続き、別冊「第6次敦賀市総合計画前期基本計画」のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたりましては、本答申に盛られた趣旨を十分尊重するとともに、特に下記の事項に格別の配慮を払われるよう要望します。

記

1 「市民とともに進めるまちづくり」について

基本構想に盛り込まれた「市民とともに進めるまちづくり」を積極的に推進し、市民と行政が一丸となって、まちづくりを進めること。

2 防災体制及び原子力行政のあり方について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、特に大規模災害に対する防災体制及び原子力行政のあり方について、市民の安心と安全を守ることが大前提とし、まちづくりを進めること。

3 計画の弾力的な見直しについて

計画の前提条件そのものを大きく変えるような社会経済情勢の変化に対して、必要に応じて適宜計画の見直しを図るなど、柔軟に対応していくこと。

敦賀市総合計画審議会顧問・委員名簿

会 長 川 上 洋 司

副会長 川 上 究

● 顧 問

(敬称略・順不同)

氏 名	役 職 名
石 川 与三吉	福井県議会議員
谷 出 晴 彦	福井県議会議員
梶 谷 好 晃	福井県議会議員

● 委 員

(敬称略・順不同)

氏 名	役 職 名	部 会
有 馬 朝 子	公募委員	教 育 文 化 部 会
◎ 有 馬 義 一	敦賀商工会議所会頭	産 業 観 光 部 会
伊 藤 恵 造	福井県嶺南振興局長	総 合 調 整 部 会
○ 井 上 武 史	福井県立大学地域経済研究所講師	産 業 観 光 部 会
大 森 佳 軌	日本原子力発電(株)敦賀地区本部	生 活 環 境 部 会
○ 奥 田 秀 雄	前敦賀市民生委員児童委員協議会連合会長	健康福祉・衛生部会
奥 村 務	敦賀市区長連合会長	行 政 経 営 部 会
小 畑 誠 一	公募委員	産 業 観 光 部 会
○ 籠 正 義	敦賀市教育委員長	教 育 文 化 部 会
川 上 究	敦賀市医師会長	健康福祉・衛生部会
川 上 洋 司	福井大学大学院教授	都 市 基 盤 部 会
木 原 英 明	敦賀市PTA連合会長	教 育 文 化 部 会
楠 壽 晴	京都大学公共政策大学院教授	行 政 経 営 部 会
桑 原 美 香	福井県立大学経済学部准教授	都 市 基 盤 部 会
坂 井 順 一	公募委員	産 業 観 光 部 会
◎ 坂 本 直 夫	敦賀都市計画審議会会長	都 市 基 盤 部 会
櫻 井 誓 行	敦賀市介護サービス事業者連絡協議会長	健康福祉・衛生部会
◎ 田 泉 裕 和	敦賀青年会議所理事長	行 政 経 営 部 会
○ 高 木 光 夫	つるが環境みらいネットワーク会長	生 活 環 境 部 会
○ 竹 田 武	敦賀市民生委員児童委員協議会連合会長	健康福祉・衛生部会
田 中 完 一	公募委員	都 市 基 盤 部 会
田 波 俊 明	敦賀市農業協同組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会

	氏 名	役 職 名	部 会
◎	千 葉 半 厓	敦賀市文化協会長	教 育 文 化 部 会
	中 川 辰 男	れいなん森林組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会
	中 村 忠 嗣	独立行政法人日本原子力研究開発機構	生 活 環 境 部 会
	中 村 紀 明	敦賀市体育協会長	教 育 文 化 部 会
	二 瓶 章	国土交通省北陸地方整備局敦賀港湾事務所長	都 市 基 盤 部 会
	濱 上 貞 和	敦賀市漁業協同組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会
	林 恵 子	NPO法人子育てサポートセンター きらきらくらぶ 理事長	健康福祉・衛生部会
◎	福 井 卓 雄	福井大学大学院教授	生 活 環 境 部 会
	福 田 晋 介	社会福祉法人ウェルビーイングつるが 理事長	健康福祉・衛生部会
	古 市 謙 三	公募委員	教 育 文 化 部 会
	美尾谷 清 美	敦賀市消費者連絡協議会長	生 活 環 境 部 会
◎	村 上 哲 雄	敦賀市社会福祉協議会長	健康福祉・衛生部会
○	室 敬 士	敦賀市まちづくり審議会長	都 市 基 盤 部 会
	森 範 行	国土交通省近畿整備局福井河川国道事務所長	都 市 基 盤 部 会
	森 田 勝 子	公募委員	生 活 環 境 部 会
	山 下 治	前れいなん森林組合代表理事組合長	産 業 観 光 部 会
○	吉 田 孝 子	敦賀市連合婦人会長	行 政 経 営 部 会

(◎部会長、○副部会長)

市民意識調査結果の概要

- 平成21年7月実施
- 市民3,000人対象（18歳以上無作為抽出）
- 回収数1,226人（回収率40.9%）

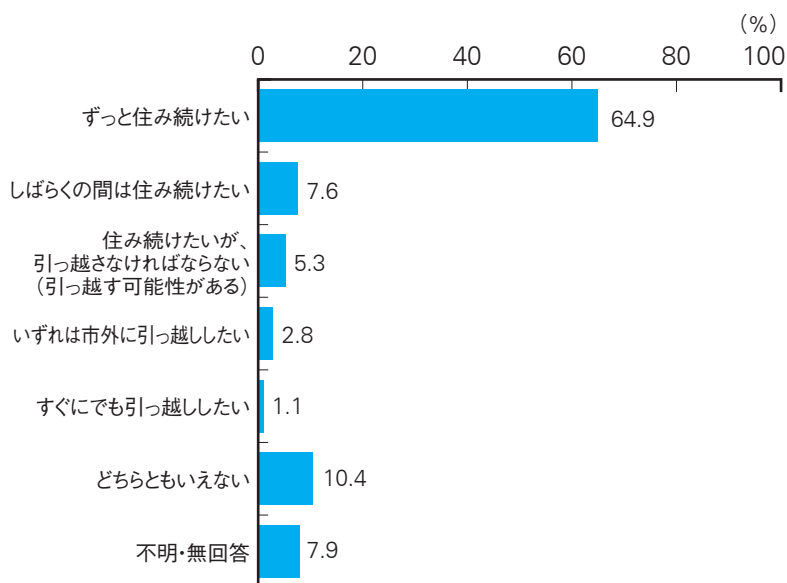
1 定住意向

7割を超える人が本市に住み続けたいと考えています。

(1) 全体的な状況

「ずっと住み続けたい」が64.9%、「しばらくの間は住み続けたい」が7.6%となっており、この2つをあわせると7割を超える人が本市に住み続けたいと考えています。

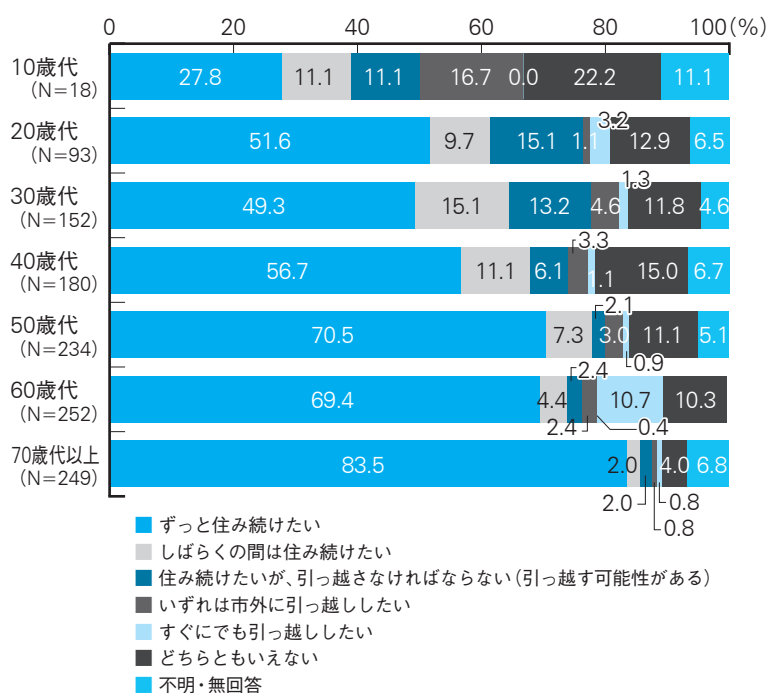
一方で、「住み続けたいが、引っ越さなければならない（引っ越す可能性がある）」が5.3%、「いずれは市外に引っ越したい」が2.8%、「すぐにでも引っ越したい」が1.1%となっており、移住意向がある人は、1割弱と非常に低い水準となっています。



(2) 年齢別の状況

年齢別に見ると、年齢が上がるにつれて、多少の増減はあるものの「ずっと住み続けたい」の割合が高くなる傾向にあります。

また、「10歳代」～「30歳代」では「住み続けたいが、引っ越さなければならない（引っ越す可能性がある）」の割合が他の年齢に比較すると高くなっており、概ね1割以上となっています。



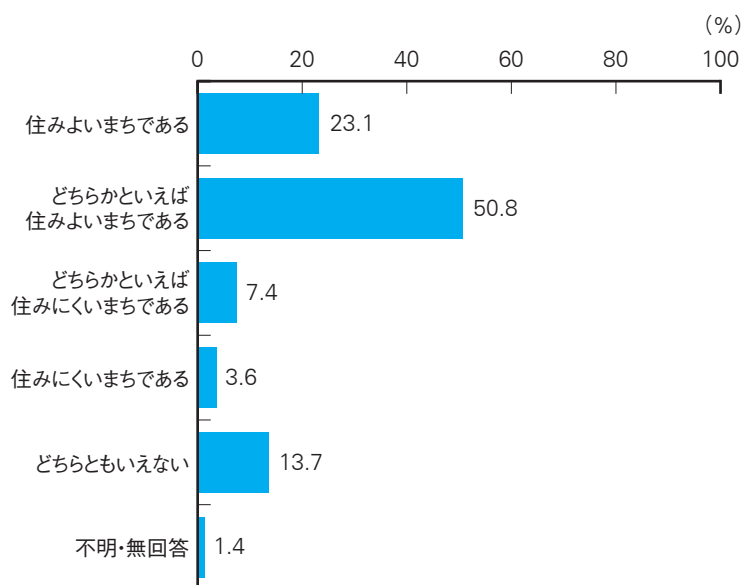
2 住みよさへの評価

7割を超える人が本市を住みよいまちだと考えています。

(1) 全体的な状況

「住みよいまちである」が23.1%、「どちらかといえば住みよいまちである」が50.8%となっており、この2つを合わせると、7割を超える人が本市を住みよいまちであると評価しています。

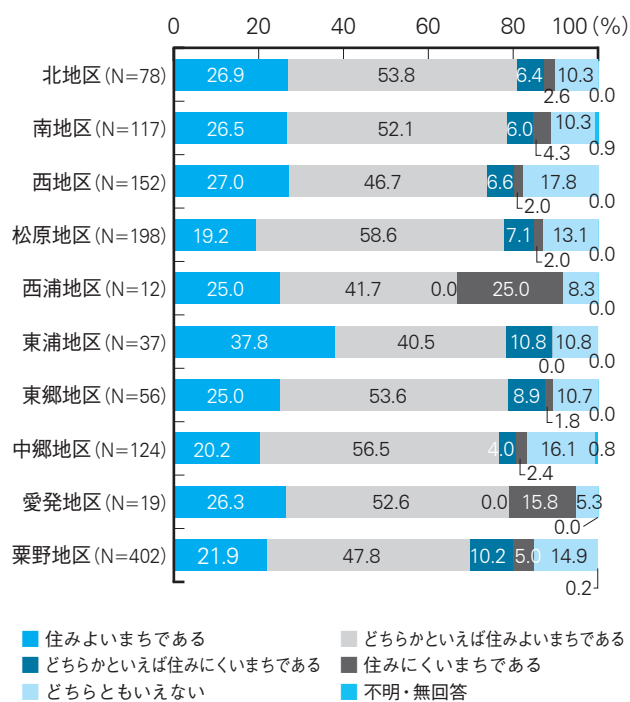
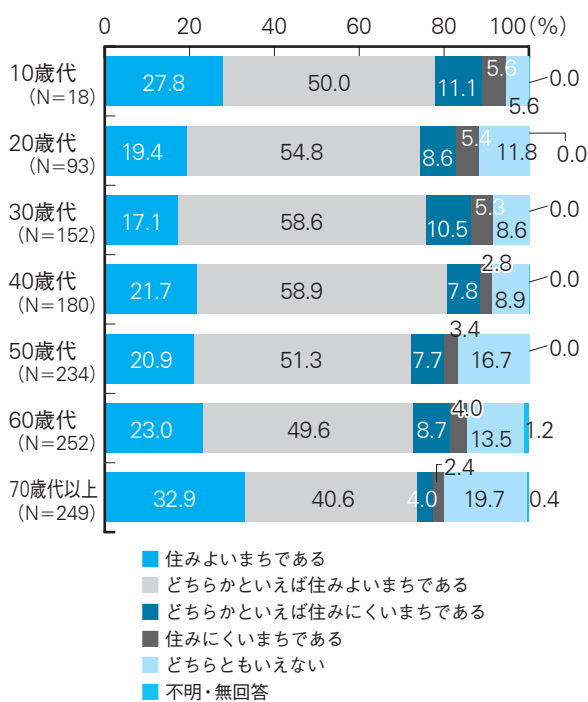
その一方で、「どちらかといえば住みにくいまちである」が7.4%、「住みにくいまちである」が3.6%と合わせて約1割となっています。



(2) 年齢別・地区別の状況

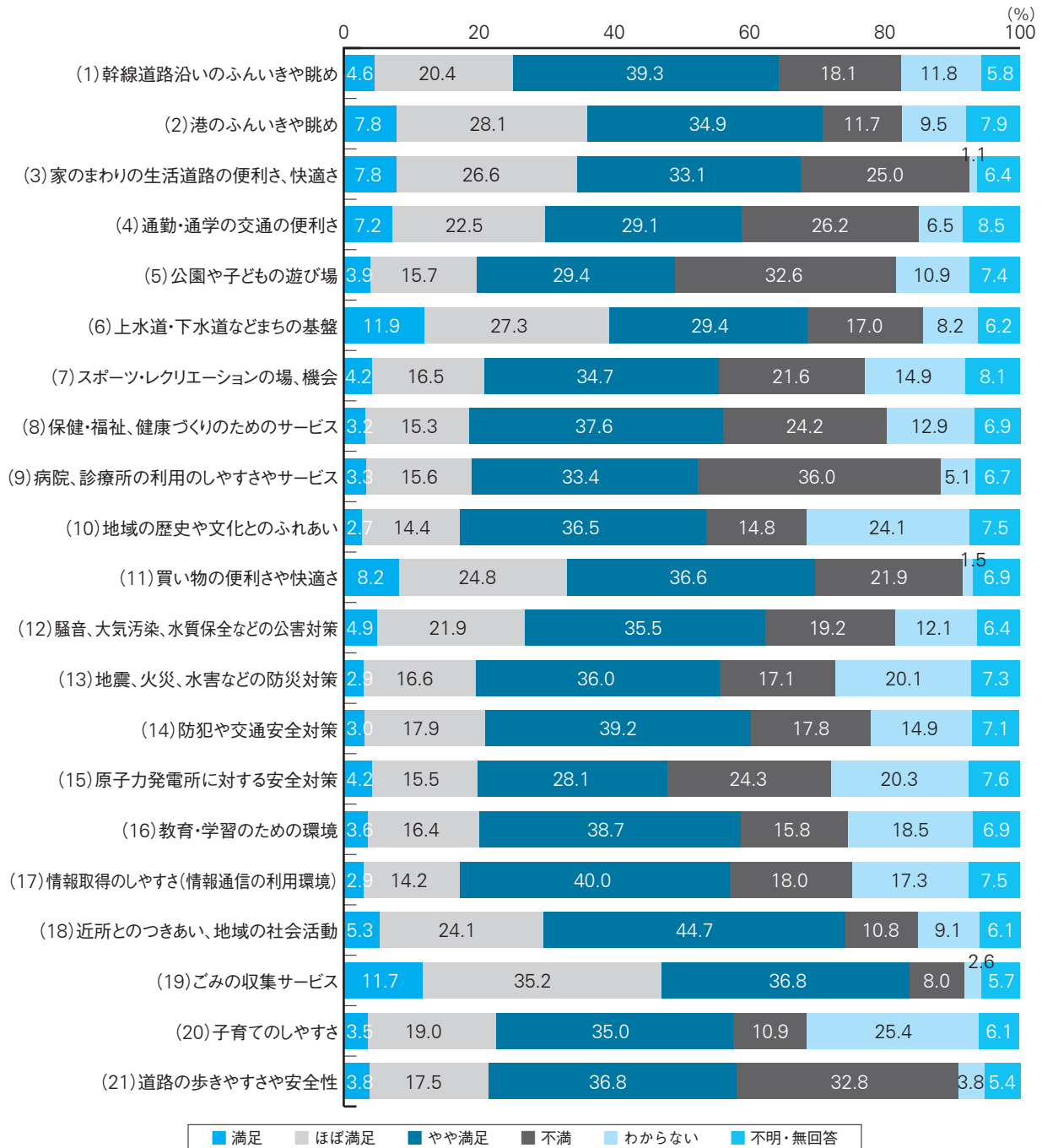
年齢別に見ると、70歳代以上で「住みよいまちである」が3割を超えています。また、18歳、19歳で「住みよいまちである」の割合が70歳代以上に次いで高くなっているとともに、「どちらかといえば住みよいまちである」を合わせると8割弱の水準となっています。

地区別で見ると、ほとんどの地区で、7割を超える人が「住みよいまちである」か「どちらかといえば住みよいまちである」と考えています。



3 行政サービス全般について

「港のふんいきや眺め」、「上水道・下水道などのまちの基盤」、「ごみの収集サービス」について評価が高くなっています。



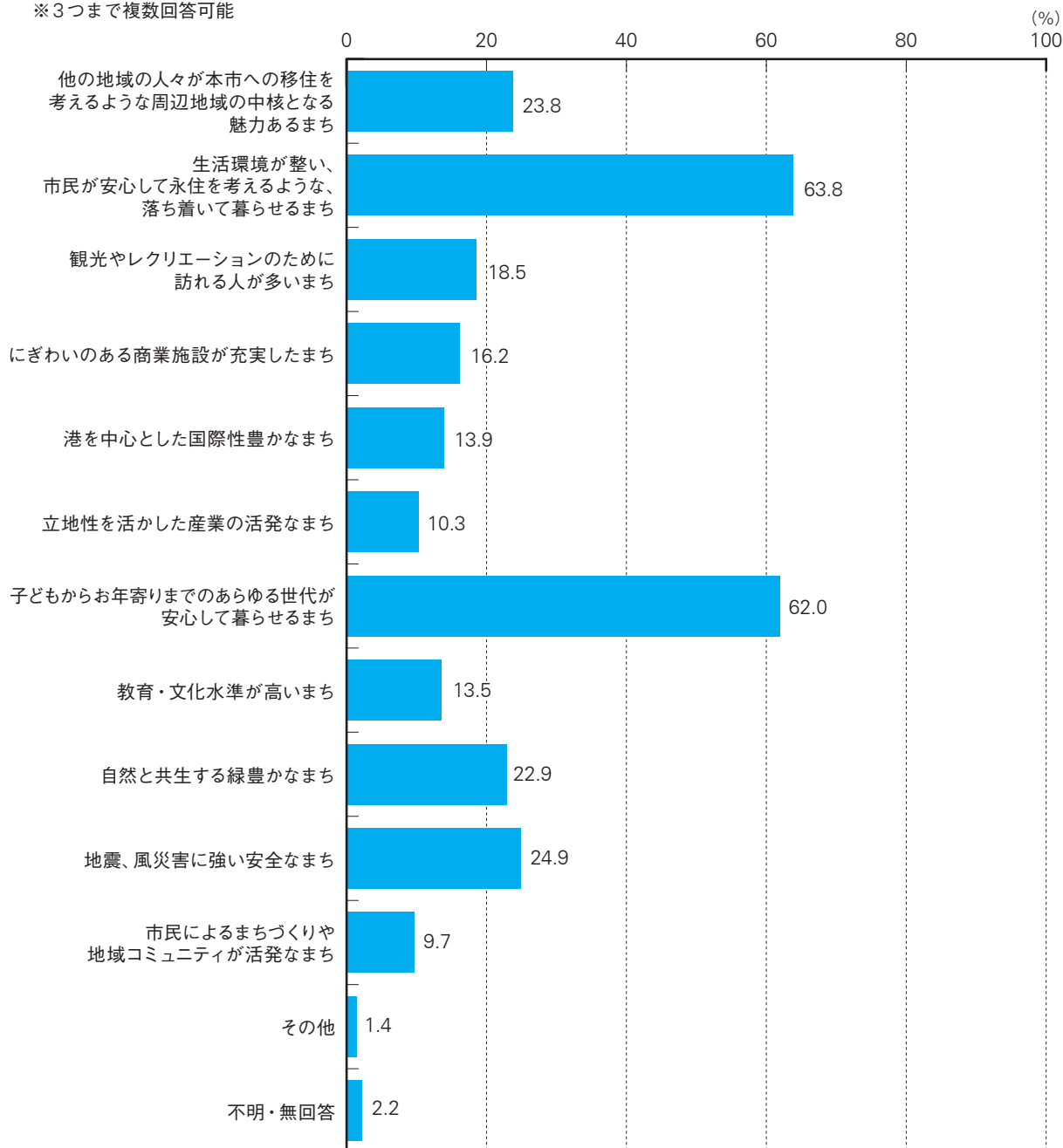
「満足」、「ほぼ満足」を合わせて、「港のふんいきや眺め (35.9%)」、「上水道・下水道などのまちの基盤 (39.2%)」、「ごみの収集サービス (46.9%)」といった項目で、満足度が高い評価となっています。

一方、「不満」については、「公園や子どもの遊び場 (32.6%)」、「病院、診療所の利用しやすさやサービス (36.0%)」、「道路の歩きやすさや安全性 (32.8%)」といった項目で高くなっています。

4 本市の将来イメージについて

「生活環境が整い、市民が安心して永住を考えるような、落ち着いた暮らせるまち」が63.8%、次いで「子どもからお年寄りまでのあらゆる世代が安心して暮らせるまち」が62.0%となっています。

※3つまで複数回答可能



近年、急速に高齢化、少子化が進行している中で、あらゆる世代の安定的な永住といった将来イメージの割合が非常に高くなっています。

また、これらに続いて、「地震、風水害に強い安全なまち (24.9%)」、「他の地域の人々が本市への移住を考えるような周辺地域の中核となる魅力あるまち (23.8%)」といった将来イメージの割合が高くなっています。

5 市民のニーズについて

今回の基本計画は、市民の思いを中心に据えて設定するため、市民意識調査にて、各施策の「現状の満足度」と「今後の重要度」の評価（1～5ポイント）を調査しました。

次に、「今後の重要度」から「現状の満足度」を差し引いた、いわば現状の不満度を市民の思いである「市民のニーズ」として捉えました。

順位	サービスの充実等（ソフト面の取組）	現状の満足度	今後の重要度	市民のニーズ （差 引）
1	障がい者福祉の充実	2.08	4.23	2.15
2	少子化対策や子育て環境の充実	2.26	4.36	2.10
3	高齢者福祉の充実	2.37	4.41	2.04
4	中心市街地、商店街の活性化	2.16	4.17	2.01
5	製造業など工業の振興や企業の誘致	2.12	4.11	1.99
6	医療・保健サービスの充実	2.55	4.53	1.98
7	行財政改革の推進	2.09	4.03	1.94
8	農林水産業の振興	1.94	3.83	1.89
9	敦賀港を活用した商業・観光振興	2.09	3.93	1.84
10	敦賀港を利用した貿易振興	2.02	3.85	1.83
11	自然災害等に対する防災対策	2.44	4.23	1.79
12	ごみの適正処理、不法投棄等への対策強化	2.53	4.28	1.75
13	教育環境の充実	2.50	4.03	1.53
14	市道、河川の維持管理	2.53	4.02	1.49
15	環境保護活動やリサイクルの推進	2.74	4.10	1.36
16	コミュニティバス等の公共交通機関の充実	2.53	3.86	1.33
17	観光の振興やイベントの充実	2.55	3.83	1.28
18	ホームページの充実や電子申請などの情報化の推進	2.24	3.44	1.20
19	大学等の高等教育の誘致、充実	2.23	3.42	1.19
20	歴史的なまちなみの維持等の景観保全	2.57	3.72	1.15
21	公園の維持管理、美化活動	2.67	3.82	1.15
22	上・下水道の維持管理	2.88	3.93	1.05
23	文化財保護、文化振興活動の推進	2.40	3.42	1.02
24	各公民館での公開講座等の生涯学習の充実	2.49	3.40	0.91
25	スポーツ活動の振興	2.57	3.48	0.91
26	図書館の蔵書充実や社会教育活動の充実	2.64	3.51	0.87
合 計		62.19	101.94	39.75
		平 均		

この結果は、次の表のとおりとなり、福祉や医療に関する施策や産業振興に関する施策の重要度が高い傾向にある一方で、社会教育関係の施策について、現状の満足度が高いゆえに、市民のニーズが低くなっている傾向にあります。

また、全体的な市民のニーズの傾向として、「サービスの充実等（ソフト面の取組）」の方が「公共施設の整備等（ハード面の取組）」に比べて高くなっています。

公共施設の整備等（ハード面の取組）	現状の満足度	今後の重要度	市民のニーズ (差 引)
障がい者福祉施設等の整備	2.08	4.15	2.07
高齢者福祉施設等の整備	2.26	4.32	2.06
病院等の医療・保健施設の整備	2.52	4.45	1.93
保育園等や子育て支援施設の整備	2.38	4.16	1.78
地震や台風等の自然災害を防ぐ施設の整備	2.35	4.03	1.68
市街地の再整備	2.31	3.84	1.53
観光やレジャー機能を重視した港の整備	2.25	3.73	1.48
農道、林道、漁港等の農林水産業の基盤整備	2.11	3.56	1.45
市道、河川の整備	2.53	3.94	1.41
観光資源の開発と観光拠点施設の整備	2.39	3.79	1.40
国際的な貿易に対応した敦賀港の整備	2.23	3.62	1.39
新しい工業用地の造成等	2.19	3.54	1.35
教育施設、学校施設の整備	2.53	3.88	1.35
バスターミナルの整備や新しい公共交通の導入	2.40	3.74	1.34
自然環境等の保護に必要な施設の整備	2.37	3.68	1.31
情報インフラの整備	2.18	3.47	1.29
歴史的なまちなみの維持などの街路等景観整備	2.53	3.62	1.09
大学等の高等教育施設の整備	2.35	3.41	1.06
清掃センター等のごみ処理施設の整備	2.88	3.94	1.06
上・下水道の整備	2.82	3.87	1.05
公園施設、緑地の整備	2.67	3.71	1.04
図書館等の社会教育施設の整備	2.81	3.41	0.60
体育館や運動場等のスポーツ施設の整備	2.80	3.38	0.58
公民館やプラザ萬象等の生涯学習施設の整備	2.74	3.30	0.56
博物館や山車会館等の整備	2.70	3.16	0.46
合 計	61.38	93.70	32.32
値			1.41

※網掛け部分は、市民のニーズの平均値以上の部分

前期基本計画の設定方法

1 市民のニーズと前期基本計画の視点

基本計画は、基本構想の将来都市像等を実現するために、施策の方向性等を定めるものです。

その設定に際しては、通常の財・サービスの市場にて需要者のニーズに適う供給を行うように、本市の行政サービス等についても同様のものとして捉え、市民を「需要者」に、本市をはじめとした公共的な組織等を「供給者」として捉えたとともに、需要者である市民の思い（市民のニーズ）に適う施策の方向性を設定することを重視します。

この市民のニーズを重視するとともに、これに現下の社会経済環境の変化や、それを背景として今後本市が重視しなければならない視点（前期基本計画の視点）、そして本市の公共的な資源や地域資源を勘案して、次の民間経営手法を活用することで基本計画を設定しました。

2 民間経営分析手法の活用

－ 敦賀市版SWOT分析 －

基本計画の設定にあたっては、民間の経営分析手法であるSWOT分析を活用しました。SWOT分析とは、市民のニーズと本市を取り巻く社会経済環境の変化や本市の有する経営資源の状況等を組み合わせて、それに対応する取組を設定するものです。

この分析手法は、民間私企業において、主にマーケティング戦略に使用されている手法であり、今回、地方公共団体である本市に適合するように改正した、いわば敦賀市版SWOT分析を活用することによって、基本計画を設定しました。

敦賀市版のSWOT分析の特徴は次のとおりです。

(1) 外部環境要因分析

外部環境要因分析として、まず市民意識調査で把握した「市民のニーズ」と、人口動態や産業構造といった本市を取り巻く「社会経済環境」を、「行政ニーズの増加要因」と「行政ニーズの減少要因」に分析します。

① 市民のニーズ

市民意識調査にて把握した前頁、前々頁における「市民のニーズ」のうち「市民のニーズ（差引）」が平均値（1.41）を上回るとき、「行政ニーズの増加要因（市民のニーズの増加）」として、「市民のニーズ（差引）」が1.00未満であるとき、「行政ニーズの減少要因（市民のニーズの減少）」として分析します。

② 社会経済環境

本市を取り巻く社会経済環境の変化について、特に、本編で示した前期基本計画の視点（1）～（4）を中心に列挙し、「行政ニーズの増加要因」と「行政ニーズの減少要因」に分析します。

(2) 内部環境要因分析

内部環境要因分析として、本市の経営資源である公共施設をはじめとする社会資本の状況や、発展の礎となる立地特性等について、本市の持つ「強み」と「弱み」を分析します。

(3) 各領域の分析

外部環境要因である「行政ニーズの増加要因」、「行政ニーズの減少要因」そして内部環境要因である「強み」、「弱み」を組み合わせることで、次の領域が構成されます。

① 積極的に推進すべき領域

民間私企業において、「ニーズの増加－強み」で構成される領域は、市場のニーズが増加しており、かつ自己の経営資源の強みに属する領域であるので、積極的に戦略を講じるべき領域とされます。

このことは、本市の場合も同様で、積極的に施策を展開すべき領域となります。基本計画は、需要者としての市民の思いを中心に設定されるため、この領域が基本計画の設定の上での中核的な領域となります。

② 戦略的な対応が求められる領域

「ニーズの増加－弱み」、「ニーズの減少－強み」で構成される領域は、それぞれ、経営資源の弱みを克服することや、ニーズの減少を受けて緩やかに縮小させるといった戦略

的な対応が求められる領域となります。

ただし、「ニーズの減少－強み」で構成される領域については、民間私企業の場合と捉え方が異なります。市民意識調査の結果から、市民のニーズが低くなっている施策が、必ずしもニーズそのものが低いというわけではなく、現状の満足度が高いゆえの結果であることを考慮する必要があります。

そのため、この領域における対応は民間私企業の場合と異なり、現状の高い満足度を維持する観点から、現状のサービスの水準の維持や現有施設の利活用の推進といった対応を行うべき領域であると言えます。

③ 撤退を考えるべき領域

「ニーズの減少－弱み」で構成される領域は、ニーズや経営資源がほとんど無い領域であるため、撤退を考えるべき領域となります。

● 図表 敦賀市版SWOT分析表の枠組み

外部環境要因 内部環境要因	行政ニーズの増加要因		行政ニーズの減少要因	
	市民のニーズの増加	社会経済環境	市民のニーズの減少	社会経済環境
敦賀市の強み	積極的に推進すべき領域 強みを活かして、ニーズの増加に積極的に応える戦略領域		戦略的な対応が求められる領域 現状のサービスの水準の維持や現有施設の利活用の推進を行う戦略領域	
敦賀市の弱み	戦略的な対応が求められる領域 弱みを克服し、ニーズの増加に応える戦略領域		撤退を考えるべき領域 ニーズと経営資源がほとんど無いため、撤退を考察すべき戦略領域	

3 敦賀市版SWOT分析表 (SWOT分析の結果)

SWOT分析の結果は、次のとおりとなります。行政ニーズの増加要因・減少要因の各項目と本市の強みと弱みの各項目で構築される箇所に、それに対応するように基本計画が設定されます。

例えば、「中心市街地、商店街の活性化」及び「市街地の再整備」といった市民のニーズと「充実し

外部環境要因 <	
---	--

た社会資本（土木関係）」が交わる箇所においては、それと対応する基本計画として、既存の社会資本の再整備等による「市街地の活性化」や、その活性化の基盤となる「地域活力の基盤となる交通網の整備」といった基本計画が、その基本的な方向性ととも設定されます。

経 済 環 境										行政ニーズの減少傾向				
										市民のニーズの減少				社会 経済 環境
～（４）関係										※○印：サービスの充実等 （ソフト面の取組） ※●印：公共施設の整備等 （ハード面の取組）				その他
全国的な経済の停滞と雇用環境の悪化	新しい広域交通網の発展	地方行政を取り巻く環境の変化	東日本大震災、ゲリラ豪雨や都市型災害等	消費者意識の高まり	医療資源の不足	工業の状況及び嶺北地方との格差	中心市街地の衰退	農林水産業の衰退傾向	高等学校教育卒業後における若年世代の流出	○公民館やプラザ萬象等の生涯学習施設の充実 ○各公民館での公開講座等の生涯学習の充実	○スポーツ活動の振興 ○スポーツ活動場の振興	○図書館等の社会教育施設の整備 ○図書館の蔵書充実や社会教育活動の充実	●博物館や山車会館等の整備	人口減少社会の到来
														6
					16									6
		8 10					7 8							6
									18 23	24	26	24	25	6
17 18 19 20	17 19 20					17 18	19 20							
		17 18		14		17 18			18					
			28 29 30	12 13 14	15	16			23	24	26	24	25	30
			29	12 13										
5 22														
5														
								21 22						
						17 18	19 20							

基本計画番号

- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉
- 障がい者福祉
- 児童福祉
- 社会保障
- 計画的な土地利用と調和のとれたまちづくり
- 市街地の活性化
- 地域活力の基盤となる交通網の整備
- 基礎的な居住環境の整備
- 港の活性化
- 環境の保全と持続可能な開発
- 消防活動の充実
- 災害への対応と美しい郷土の保全
- 原子力安全
- 日常の安全の確保
- 医療・保健体制の充実
- 工業の振興と流通網の展開
- エネルギーと地域振興
- 商業の振興
- 観光の振興
- 農林水産業の振興
- 雇用環境の改善
- 地域社会の発展の礎を築く教育の振興
- 新しい時代の社会教育の充実と活性化
- 文化の振興と郷土への誇り
- スポーツの振興と新たな役割
- 国際交流・広域連携
- 地方分権
- 多様な担い手とより開かれた地域社会の実現
- 効率的な行政と行政サービスの向上

1

ぬくもりに満ちたまちづくり

2

豊かさに満ちたまちづくり

3

安心安全なまちづくり

4

活力にあふれるまちづくり

5

心豊かな人を育むまちづくり

6

市民とともに進めるまちづくり

用語の解説

あ行

アジア・ゲートウェイ構想

著しい経済的発展を続けるアジア各国と積極的に交流を図ることで、成長と活力を取り込み、わが国の役割や地位を高めようとする構想のこと。

医療機関完結型医療

一つの医療機関において、急性期から回復期、慢性期等の全ての医療を行い、医療を完結する医療提供体制のこと。

医療崩壊

過度な社会的要求や医療資源の枯渇から、安定的で継続的な医療提供体制の維持が困難になること。

NPO

政治上、宗教上の活動を除く特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、不特定かつ多数のものの利益の増進を行う団体のこと。またNPO法人とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、認証された団体で、営利を目的としない活動を行う団体のこと。

エネルギー研究開発拠点化計画

平成17年3月に福井県が策定した、地域と原子力の自立的な連携を目的とした計画のこと。

欧亜国際連絡列車

1912年に新橋駅（東京）と金ヶ崎駅間で運行された列車のこと。敦賀－ウラジオストク間の定期船運行等とあわせて、本市が国際港として発展する基盤となった。

応益性

受け取る利益や便益に応じること。

応能性

各自の能力に応じること。

オフサイトセンター

(株)JCO臨界事故を教訓として、原子力災害時には、国・都道府県・市町村等の関係者が一堂に会し、情報を共有しながら連携のとれた応急措置を行うため、原子力災害対策特別措置法第12条第1項により設置された緊急事態応急対策拠点施設のこと。本市では、金山に福井県敦賀原子力防災センターがある。

温室効果ガス

地球温暖化の原因とされる、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の総称のこと。

か行

回復期

主に急性疾患において、発症間もない病状の不安定な時期を過ぎて安定している、あるいは緩やかに快方に向かっている時期で、日常生活や社会復帰に向けて身体機能の回復を図る時期のこと。

観光ホスピタリティ

観光客が安心して快適に観光できるように、観光客をあたたく迎え入れることを目的とした地域の人々のおもてなしのこと。

ガントリークレーン

港湾に設置され、コンテナ貨物等の積み降ろしを行う大型クレーンのこと。

基礎自治体

最小単位の地方公共団体（自治体）のことをいい、わが国では、市町村、特別区のことをいう。

急性期

急性の疾患が発症し、病状が不安定な時期で、治療や全身管理が必要な時期のこと。

教育三法の改正

約60年ぶりの改正となった平成18年12月の教育基本法改正に対応した、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正のこと。

教育振興基本計画

平成18年12月の教育基本法改正に基づき定められたもので、国が今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策に関する計画のこと。

共助

自分だけでは解決や行うことが困難なことに對する、地域等による支え合いのこと。今日では、自助、公助とともに福祉分野だけでなく、防災分野等に広く用いられる。

金融政策

中央銀行が、結果的に市場金利や通貨供給量を変化させ、民間投資の増加を促すことによって、総需要を政策的に生み出すこと。

景観形成推進計画

敦賀市景観条例に基づき、景観形成の推進のために組織された景観形成協議会が、景観づくりに取り組むために策定する計画のこと。

ゲリラ豪雨

予測が困難な局地的な大雨のこと。なお、これは正式な気象用語ではない。

原子力災害特別措置法

（株）JCO臨界事故を教訓として、初動体制の迅速化や国・地方の連携強化等を目的として、平成

12年6月に施行された災害対策基本法の特別法のこと。

減災対策

自然災害に対して、災害の発生を完全に防ぐのではなく、災害による被害を少なくするような取組のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が生涯に生むと予測される子供の数の平均数を算出したもの。

公助

個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことに対する、公共による支援や取組のこと。今日では、自助、共助とともに福祉分野だけでなく、防災分野等に広く用いられる。

国土形成計画

国土形成計画法に基づき、今後概ね10ヶ年間における国土づくりの方向性を示す計画のこと。前身となる全国総合開発計画が国主導で開発基調・量的拡大を目指していたことに對し、地域的な等質性を有する広域ブロックごとの自立的な発展を目指しているという特徴がある。

雇用の流動化

転職者・転職率が増加する現象のこと。

コンパクトシティ

都市郊外化・スプロール化を抑制し、市街地のスケールを小さく保ち、歩いて行ける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指そうとする概念のこと。

さ 行

災害時要援護者

高齢者、子ども、障がい者等、災害時において、特に支援が必要な人たちのこと。

財政政策

減税等による民間最終消費支出の増加や、公共投資の拡大による政府最終消費支出の増加等によって、総需要を政策的に生み出すこと。

3R活動

リデュース (Reduce)：排出抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の頭文字をとったもので、循環型社会の形成に向けた取組のこと。

産業クラスター

クラスターとは、ぶどうの房のことをいい、転じて群や集団のことをいう。産業クラスターとは、地域の中心的な企業、関連企業、大学や研究機関等が連携し、新事業等が次々と生み出される状況のことをいう。

三位一体の改革

地方分権の推進、地方公共団体の財政基盤強化のため、「税源移譲」、「国庫補助負担金の縮減等」、「地方交付税の見直し」を一体として行った改革のこと。

シームレスアジア

東アジアとわが国の地域ブロックを切れ目無く迅速で国境を感じさせない総合的な交通網によって連結するという考え方のこと。これにより「東アジア日帰り可能圏」及び「貨物翌日配達圏」を拡大し、アジア諸国の市場と経済活力を活用した地域ブロックの持続ある発展の実現を目指すとしている。

JR直流化開業

JR 湖西線・北陸本線において、交流区間であった永原～敦賀間（湖西線）及び長浜～敦賀間（北陸本線）の直流化工事により、平成 18 年 10 月 21 日（土）から新快速電車の乗り入れなどが開始されたこと。

JCO 臨界事故

平成 11 年 9 月 30 日に(株)JCO のウラン加工工場で発生した臨界事故のこと。原因は、本来の使用目的と異なる沈殿槽に、制限値を超える多量の硝酸ウラニル溶液（ウラン溶液の一種）を注入したことによる。現場で作業をした 3 名が重度の被ばくを受けた、わが国で前例のない事故のこと。

自助

自分の責任で、自分自身が行うこと。今日では、共助、公助とともに福祉分野だけでなく、防災分野等に広く用いられる。

自然共生社会

健全で恵み豊かな自然環境が適切に保たれ、自然の大きな循環に沿う形で、農林水産業も含め社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然と人との間に豊かな交流が実現された社会のこと。

自由放任主義経済

企業や個人の経済的活動に対する政府の干渉等を排除し、自由競争にまかせた経済政策のこと。

集落営農組織

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取組む組織のこと。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減

される社会のこと。

新型インフルエンザ

過去数十年間に人が経験したことがないウイルスが、人の間で持続的に感染・伝播して、インフルエンザの流行を起こすこと。

人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。

ストーリーテリング

物語の筋を覚え、子どもに語って聞かせ、想像力を喚起させること。「語り」とも呼ばれる。

スプロール化

都市の無秩序な拡大により、計画的な街路が形成されず、虫食い状態に宅地化が進む状態のこと。

スマートインター

通行可能な車両をETC搭載車両に限定したインターチェンジのこと。

生物多様性

全ての生物が、種内、種間、生態系（ある地域の生息する全ての生物とそれを取り巻く環境の総称）において、幅広く性質の異なるものが存在すること。

全国総合開発計画

国土総合開発法に基づく、日本国土の利用、開発等に関する総合的かつ基本的な計画のこと。

総務省方式

平成12年3月に旧自治省（現総務省）の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」が公表したバランスシート等の作成方式のこと。現在、バランスシート等の作成方式は、総務省方式改訂モデルや基準モデルがある。

た 行

体感治安

犯罪件数等のように統計的に表現されるものではなく、人々が心理的に感じている治安に対する感覚のこと。

地域完結型医療

地域の医療機関がそれぞれの機能に応じた役割分担をもとに連携し、地域全体で医療を完結する医療提供体制のこと。

地球温暖化

人の様々な活動により生成される温室効果ガスの濃度上昇により地球全体の気温上昇が進むこと。

地球環境保全

人の活動による地球全体の温暖化、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全のこと。

中央集権・融合型の行政形態

権限や財源が中央政府に集中しており、かつ国と地方公共団体の事務が整然とは整理されず、提供する行政サービスが同一地域内で重複することがある行政形態のこと。

超高齢社会

高齢化率（65歳以上の高齢者数が総人口に占める割合）が21%を超えた社会のこと。なお、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる。

敦賀市安全で安心なまちづくり条例

犯罪等の防止に必要な基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにすることで、安全で安心なまちづくりの活動を総合的に推進し、市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする本市の条例。

敦賀市景観条例

美しい自然景観の保全、歴史や文化に彩られた港まちにふさわしい景観の創造等について、住民自らが、景観づくりに取り組み、個性ある景観の創造に資することを目的とする本市の条例。

敦賀市土地利用調整条例

まちづくりに関し、秩序ある土地利用の調整と住民主体による地区の土地利用調整を推進することを目的とする本市の条例。

敦賀断層

本市の北東部から南西部までの長さ25.5kmにわたる活断層のこと。

低炭素社会

地球温暖化防止に向けて、化石エネルギー資源制約からの脱却を図り、環境保全と経済社会の発展を実現するため、温室効果ガス排出量を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させる社会のこと。

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査とは、メタボリック・シンドロームに着目した40歳から74歳までを対象とする健診のことをいう。特定保健指導とは、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い場合に、生活習慣の見直しを目的とする、医師や保健師等による保健指導のことをいう。

な 行

ナショナル・ミニマム

国家が国民に対して保障する最低限の生活水準のこと。

二次アクセス

特に観光において、最初に訪れる港や鉄道の駅から観光目的地までの交通手段のこと。

21世紀の国土のグランドデザイン

昭和37年に閣議決定された最初の全国総合開発計画から数えて5番目の平成10年に閣議決定された全国総合開発計画のこと。

日本海国土軸

国土軸とは、文化と生活様式の基礎的条件である気候、風土等の一体性、そしてアジア・太平洋地域に占める地理的特性等において、共通性を有する地域の連なりからなり、国土の縦断方向に形成される軸状の圏域のことをいう。日本海国土軸とは、21世紀の国土のグランドデザインにて分類される国土軸の一つで、九州北部から本州の日本海側、北海道の日本海側に至る地域及びその周辺地域のことをいう。

認定農業者

効率的で安定した魅力ある農業経営を目指し、5年後の経営目標として農業経営改善計画を自ら作成し、市町村の認定を受けた農業者のこと。

は 行

バリアフリー化

障がいのある人や高齢者等が安全で安心な社会生活を送る上で、障壁（バリア）となる構造物の段差等を除去すること。今日では、社会的・心理的な障壁を除去する施策等といった広い意味として使用されることもある。

フェーン現象

湿った空気が山越えなどで下降気流になり、それに伴う乾燥した熱風によって山岳の風下側で高温となる気象現象のこと。「フェーン」とは、この乾燥した熱風のことをいう。

福井大学附属国際原子力工学研究所

福井県の「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づき、本市が建設する高等教育機関（研究機関）のこと。原子力分野における世界トップレベルで

の特色ある研究開発を行うとともに、国内外の若手研究者やリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的とする。

振り込め詐欺

電話や手紙等で相手方をだまし、現金を預金口座に振り込ませる詐欺のこと。「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「還付金詐欺」等の総称のこと。

ポートセールス

関連する内外の企業や団体等を対象に、積極的に港の利用を働きかけること。

ま 行

舞鶴若狭自動車道

中国自動車道の吉川ジャンクションから分岐し、福知山市、舞鶴市、小浜市を経て本市の北陸自動車道に至る延長約160kmの高速自動車国道のこと。

慢性期

病状は比較的安定しているが、治癒が困難な状態が続いており、再発予防や身体機能の維持・改善を目指しながら、長期的な治癒・看護を行っていく必要がある時期のこと。

メタボリック・シンドローム

内臓脂肪症候群と呼ばれ、腹囲が基準値以上（内臓脂肪型肥満）であり、血中脂質、血圧、血糖値のうち2つ以上に異常がある状態のこと。

モータリゼーション

自家用乗用車が広く普及すること。車社会化のこと。

や 行

柳ヶ瀬断層

南越前町から滋賀県長浜市までの長さ32.4km

にわたる活断層のこと。

有効求人倍率

有効求職者に対する有効求人数の割合のこと。

有効需要政策

概ね、総供給が総需要を上回っている景気の調整局面において、総需要を政策的に生み出すこと。その手段として、財政政策、金融政策がある。

要員動員力

ある目的のために、人や資源を動員することができる能力のこと。本編においては、各種災害等に対応するために、人や資源を動員することができる能力のことをいう。

ら 行

ライフサイクル

誕生、就学、就労等といった人生における一連の過程のこと。

ライフスタイル

衣食住はもとより、職業、居住地域の選択等を含む人それぞれの生き方のこと。

ライフライン

電気、ガス、水道等の市民生活に必要なものを供給するネットワークのこと。

労働者派遣法

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」のこと。派遣労働者の就業に関する条件の整備等を図るとともに、派遣労働者の雇用の安定等を目的とする法律のこと。

ロジスティックセンター

港湾輸送等における効率的かつ最適で、無駄のない物流の拠点のこと。

RORO 船

トレーラーなどの車両を収納する車両甲板を持つ貨物船のこと。大型のクレーンに依らず、車両等によって貨物の積み降ろしを行うことができる。

④ わ 行

ワーク・ライフ・バランス

やりがいなどを感じながら働き、家庭や地域生活等においても、子育て期をはじめとした各段階に応じた生き方を選択できる社会環境等を整えること。「仕事と生活の調和」と訳される。



市章

周囲の円形は、敦賀港を表して地勢を物語り、中央の角は「都怒我阿羅斯等」来朝に因んで、その沿革を象徴しています。角の上部は、敦賀港最初の文明施設としての灯台を具現し、港湾都市としての将来への発展を意味しています。



ふるさと敦賀の花「はぎ」



ふるさと敦賀の木「まつ」



ふるさと敦賀の鳥「ゆりかもめ」



この冊子は、環境に配慮し、
植物油インキを使用して印刷しています。

